

平成25年第3回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成25年10月15日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時47分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（19名）

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院局長 三好信之君

教育委員 会長 尾崎 学 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 古川 靖弘 君
生涯学習部

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 秋山 照雄 君
農務局

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 局長 石川 誠 君
農務局

事務局出席者

議事 局長 石川 敏 君 議事 局長 浅利 知 充 君
議事 局長 岡崎 忠 幸 君
議事 局長 榎木 孝 士 君
議事 局長 御代田 知 香 君

議事 局長 石川 敏 君 議事 局長 浅利 知 充 君
議事 局長 岡崎 忠 幸 君
議事 局長 榎木 孝 士 君
議事 局長 御代田 知 香 君

(午前10時00分開議)

○議長(神田壽昭君) ただいまの出席議員は18名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(神田壽昭君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。12番 菅原清一郎議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

次に、諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 本会議に出席する説明員を次のとおり追加する。

監査委員 吉 田 博 行

以上報告する

平成25年10月15日

士別市議会議長 神 田 壽 昭

○議長(神田壽昭君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

5番 丹 正臣議員。

○5番(丹 正臣君) (登壇) おはようございます。

第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、財政状況の今後の見通しについてお尋ねをいたします。

24年度決算状況では、一般会計で168億円、特別会計11会計で66億4,000万円、企業会計2つの会計で64億4,000万円、約300億円の予算規模になっております。22年から23年度まで当初予算と決算では、そうそう多く変化のなく執行されている状況であります。国の財政状況は1,000兆円を超える債務があり、国は来年度事業から消費税を5%から8%に増額する中であって、社会保障費に充てたり財政の健全化を目指しております。

その中であって、私の考えでは、地方交付税等々にも何らかの措置が行われるのでないだろうかという心配を持っております。我が市政財政においても財源の7割以上、いわゆる3割の

中での予算措置がなされて、国並びに道の交付税、交付金を持っていることは承知のとおりでございます。このことについても、今後ますます厳しくなることが予想されておるわけでありまして、決して樂觀するものではないわけでありまして、本市の状況を考えるときに、厳しい厳しいと言っている中であつてもやっぱり一つの余裕を与えるような状況でない、なかなか前に進むことができないということでありまして、私たちのまちでは、財政の健全化の一環として、過去4年間、市の職員の給与の独自削減、その額は4年間を通じて10億4,000万円となっております。また、私たち議員も、現在なお5%程度の自主削減をして現在に至っているのは承知のとおりでございます。

そういう中であつて、工夫を凝らしながら行政サービスをするなどコスト削減に努力された結果、4年間の財政再建、自主再建をすることによって大きく私は健全化をしたことになるのでないだろうか。その1つの健全化比率を見ても、実質公債費比率、24年度決算では15.9%であり、このことについては、私は理事者や職員の努力を評価するものであります。

しかしながら、本市において一番の課題は、何といたしても病院経営の問題があるのは承知のとおりでございます。医者数が少ない、看護師数が少ない、そういうことで労働環境が悪化している中で、病院関係者は少しでも一般会計からの繰出金を削減するために、院長初めスタッフの皆さん方が努力をしているんですけども、なかなか数字が上がらなくて残念な気持ちでいっぱいあります。

例えば、市立病院に対しては、一般会計繰出金、22年度から24年度にかけての当初計画では8億7,000万円に対して、実際決算で出ているのは11億円であります。20年度から24年度の病院経営改革プランの実績を見ても、数値目標は100%に達したものは残念ながらないのであります。私たちが議会で見ましたとおり、病院会計については累積赤字を出してはいけないということで負担をしているのが承知のとおりでございます。また、入院単価は増加しているものの、収入増に結びついていないというのが実態であります。現在の経営改革プランは26年度までであります。次のプランづくりが当然求められると思うんですけども、これまでの改革プランをどのように評価し、更に、病院のあり方そのものをどうするべきかという検討も必要となるんですけども、市長の考え方をお尋ねするものでございます。

今次の市長選挙においても、市長は、我が士別市の緊急の課題は、何といたしても病院経営が士別市にとっては大きな課題である、命を守るために市民がどれだけの繰出金を認めるのか、そして増減をどれだけに抑えるのかということをお心配しておったのは承知のとおりでございます。

そこで、国は今年度、地方自治体に対して国と同様な7.8%の給与の削減策を求めております。もし、これを実施しなかった場合、交付税の影響はどの程度になるのでしょうか。本市にあつては、先ほど申したとおり既に自主削減をしておりますので、一定の、私は健全化がなされているんだろうと思っております。これ以上収支バランス悪化が崩れれば別として、これ以上の削減は、私は職員や皆さん方に理解されないと思っております。その点、市長はどう考

えているのか、答弁を求めるものであります。

また、これまでに述べたように、24年度の決算では15.9%の実質公債費比率でありますし、一般会計から病院に11億円繰り出ししておるといふ数字を見ても、また、剰余金約四、五億円出ておまして、そのうち財政調整基金のほうに3億から4億円入れているというような数字を見ても、私は、見る角度から見ればいま大きな問題でないのではないだろうかという考えを持っております。

しかしながら、このような状況の中で、今後国は交付税の算定に当たって今までどおり進むというような保障、担保はないのであります。例えば、このまま病院に繰出金を実行するのであれば心配なこともあります。そういう意味で、本市としては多様な角度から捉えて、市の財政運営をどのように長期的なシミュレーションを立てているのか、見解を求めるのであります。

次に、2点目として、理事者側の報酬削減は何をもたらしたのか。

牧野市長は、1期目のときに市長20%、副市長15%、教育長10%の独自削減を実施しました。その額は4年間で2,600万円、決して小さな額ではありません。牧野市長の子育て日本一の深い思いで自主削減をしたんだという一面も理解できますけれども、私は自主削減に対して反対する立場から、今度の最終議会で2期目に向けても市長10%、副市長、教育長5%の自主削減の提案があるようでございますけれども、私が心配するのは、その削減された金額、1期目の2,600万円、そして今度なれば4年間で1,000万円ぐらいになるんだろうと思う。それをやっばり削減したのであればしたように、市民にわかりやすく、こういうところに削減を決めたんですよというような提示がなければ、私は広く市民には理解されないと思うんです。というのは、先ほど言ったように一般会計で170億円があるんですけれども、その中にこの金額2,000万円、1,000万円がプールされているとしたならば、どこに充てて、牧野市長の思いが子供たちやこれから行く高齢者の皆さん方に喜んでもらえるのか、そういうことが見えないのであれば、私はする必要がないし、理解のできないところであります。

よって、私は、牧野市長が本当に自主削減をしているという思いがあるのであれば、本則、条例をきちんと改正して、減額改正するなら減額改正をすることによって市民に広く周知徹底して理解を得られるような方法があるのではないかと思うんですけれども、その辺のことについて見解を求めるのであります。

次に、閉校した学校の再利用計画がどうなっているのかお尋ねをいたします。

士別市の小中学校適正配置計画の中にあつて、24年度事業をもって市内の3校の小学校が閉校いたしました。この学校は、いずれも地域にあつては100年以上の長い歴史のある学校であり、教育はもちろんのこと、文化だとかスポーツの発祥の地でありシンボルであった。私も中多寄小学校の地域の1人として、閉校してから夏の間、今までであれば運動会もあったよな、学芸会もあったよな、祭りにも小学生が参加していろいろな声が聞こえたよな、そういうことがあったんですけれども、今年はその声もなくですね、地域に活気がなくなったような印象を持っております。

私は、このことについては、閉校に決まってから、何回となく教育委員会に対して地域振興を含めて学校の再利用のあり方を具体化するように求めてきましたけれども、その青写真は何ら示されるものはありません。この学校の物件が、教育委員会から総務部に財産の持ち分が異動したようではありますが、その手続がどのような形でとられているのか、そして、裁量についてしっかり論議して総務部のほうに移管したのか、そういうことをお聞きいたします。

閉校に当たっては、地域の人たちと何回となく理解を求めるための会合を開いておりました。しかしながら、今言ったように教育委員会では何ら具体的な方策が、私から見ればとられていないと思うんですけれども、現段階で対策があるのかないのかお示しをいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

丹議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、国の地方公務員給与削減の要請に応じなかった場合における地方交付税算定への影響、給与削減要請に対する対応と考え方及び理事者の報酬削減について御答弁申し上げ、現行の病院改革プランの評価と次期プランにおける病院のあり方の検討及び市立病院に対する繰出金と本市の財政運営の見通しについては副市長から、閉校した学校の再利用計画については教育委員会から答弁申し上げます。

国の地方公務員給与削減の要請に応じなかった場合における地方交付税算定への影響についてですが、平成25年1月、国と地方の協議の場において、政府から国家公務員給与に準ずる地方の対応が要請され、あわせて地方交付税を削減することの表明があったことから、地方交付税と給与削減の問題が結びつけられることになりました。また、国は地方公務員の給与削減を前提とした平成25年度地方財政計画を決定し、給与削減相当額の一部を地方交付税に配分するため、新たに地域の元気づくり推進費を創設したところです。

本市においては、地方公務員給与削減を反映した地方交付税の影響額は約1億1,800万円であり、地域の元気づくり推進費において4,200万円が算定されたことから、差し引きして約7,600万円の交付税の減となりました。今年度の算定においては、国家公務員の給与削減措置がなかったと仮定して算定されたことから、職員給与削減の実施状況に基づく影響はありませんでしたが、国が要請している給与削減を実施しなかった自治体に対する今後の交付税への反映方法については、市町村独自の行革努力を踏まえた算定方法をとることは示唆されていますが、その具体的な考え方や影響額は現時点において明らかになっておりません。

ただ、仮に今年度の算定基準で国家公務員の給与削減を反映した平成25年4月1日現在の給与水準を用いて試算しますと、今年度影響額7,600万円に加えて、国の給与水準と比較した影響額約1,900万円の減額が予想されることから、引き続き来年度の地方交付税の動向について注視しなければならないものと考えております。

また、給与削減要請に対する対応と考え方ではありますが、本市では、集中改革プランにおいて民間委託や指定管理者制度の導入などによる行財政改革を実施してきたほか、合併時と比較して約2割の職員数を減員していることや、平成19年度から22年度にかけて約10億4,000万円の給与の独自削減を実施してまいりました。このたびの国による給与削減の要請は、地方分権の根幹にかかわる問題であることや、公務員給与の削減と地方自治体の標準的行政水準に対する財源保障制度である地方交付税を関連づけることは制度上も問題であること、更には、職員給与の削減はこの地域の給与水準に与える影響なども大きいことを考えますと、当該要請による給与削減は実施すべきでないものと判断したところであります。

しかしながら、地方においては依然として不透明な経済情勢が続いており、今後脆弱な財政基盤の中で市立病院の経営問題など市の重要課題に対処していくためには、新たに給与の独自削減を実施しなければならない事態に直面することも想定されますが、そういった逼迫した状況に陥らないためにも、将来を見据えた計画的な財政運営を図っていくとともに持続可能な財政基盤の確立に努力してまいります。

次に、理事者の報酬削減は何をもたらすのかとの御質問であります。

丹議員お話しのとおり、1期目においては、マニフェストに基づき、私を初め副市長、教育長の給与の削減を実施してきたところであり、その影響額については事業主負担分を含め2,643万円となったところです。また、平成23年4月からは、副市長を1人制としたことで2,807万円が削減となり、合わせた影響額は5,450万円となったところです。

こうした削減努力により捻出した財源の用途が明確となっていないとの御指摘ですが、給与削減は、財政負担の軽減や新たな市民サービスへの財源の確保につなげることを目的に実施したものであり、特に、私がマニフェストに掲げた子育て日本一の施策の一つである小・中学生の医療費の負担軽減に係る事業費の一部に充当するとともに、特に平成23年度にはまちづくりのための特別枠の予算を新設し、子ども議会やふるさと給食など、それらの事業にも充ててきたところでもあります。

そこで、今後の給与削減に対する考え方についてであります。現在市の財政は黒字を計上しておりますが、丹議員から御指摘のあったとおり、本市の財政は地方交付税に大きく依存していることに加えて、病院会計への繰出金など極めて不安定な状況にあるため、今任期中においても給与削減を継続する考えに至ったところであり、マニフェストの政策を推進する上での財源の一部にすることとしているところであります。

削減に当たっては、お話のように削減すべきではないという意見も含めさまざまなものがありますが、この任期中については私が10%、副市長と教育長が5%の削減率としたところがあります。こうした考え方については、去る9月27日に開催した特別職報酬等審議会においてお諮りし、御理解をいただいたところでもあり、削減による影響額につきましては、今後4年間で1,028万円となる見込みであります。

最後に、給与削減を市民にわかりやすくする方法として条例本則を改正してはとのお話がご

ございました。

条例本則に定められた金額については、これまで議会や特別職報酬等審議会において慎重な議論のもとに決定してきた経緯があり、これを尊重しなければなりません。本則の改正については、今後の財政状況や道内各市町村の状況により、市民や議員の皆様の御意見をいただきながら、改正が必要となった時点において適宜対応してまいります。よって、このたびの給与削減については私の任期中に限り実施するものであり、今後に影響を及ぼすことがないよう措置を講じたものであります。

以上、私を初め特別職の給与削減に対する考え方を述べさせていただきましたが、議員の皆様には、平成19年度から今もなお議員報酬の5%を自主的に削減されるなど、市の財政に大きく貢献いただいております。私は、こうしたことを念頭に、健康長寿日本一に向けた各種施策を初め、実効性ある事業を展開し、まちを元気にしていくため全力を尽くしてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、市立病院経営改革プランの評価と次期プランにおける病院のあり方の検討及び市立病院に対する繰出金と本市の財政運営の見通しについて御答弁申し上げます。

まず、現行の病院経営改革プランの評価についてであります。公立病院においては、救急診療などのように不採算となる診療部門があっても、地域医療を守る上ではこれを維持する必要がありますことから、国の基準に基づき一般会計からの繰り出しによる負担が認められております。平成10年当時は、この基準に基づく6億5,000万円の繰り出しに、2億円の赤字解消分を加えた約8億5,000万円の一般会計からの繰り出しにより病院経営に当たっておりましたが、その後の経営努力により、平成16年度には国の基準に基づく約6億円の繰り出しでほぼ収支均衡が図られるまでに経営改善がなされたところであります。

こうした状況の中、新たに導入された臨床研修制度などにより大学医局そのものに医師不足の状況が生まれ、その影響から常勤医師の確保がままならない状況となり、加えて診療報酬のマイナス改定、看護師不足などから、本市を含め全国の公立病院経営が急激に悪化したところであります。

本市では、平成20年10月に改革プランを策定し、平成26年度までの間、市の独自ルールにより一般会計からの繰出金を定め、経営の立て直しを図っているところであります。しかしながら、その間においても医師、看護師の退職など、病院を取り巻く経営環境は一層厳しさを増し、入院、外来患者の減少に伴う医業収益の減少などにより一般会計からの繰出金が改革プランを上回る状況が続いており、24年度には計画を8,900万円上回る繰り出しとなったほか、25年度においても、改革プランに基づき約9億円の繰り出しを当初予算で計上しているものの、退職手当組合の精算の年に当たるため追加の繰り出しも検討しなければならない状況となっております。

ます。

一方、昨年8月、市民が待ち望んでいた循環器内科の入院再開を実施したことで、循環器外科の第一人者であります北海道大学松井教授による市民公開講座の開催や、内視鏡によるがん治療の権威であるN T T東日本関東病院の大圃医師の定期的な招聘など、病院の現状を広く市民に周知することにも努めております。

今後においては、入院患者の確保に可能な限り努め、病床利用率の向上による収益の確保とともに一層の経費抑制など、26年度までの経営改革プランの着実な達成に向け最大限努力してまいります。

そこで、27年度以降の新たな改革プランの策定に当たっての考え方であります。

市立病院には、士別市を中心に和寒町、剣淵町も含めた士別地域医療圏の中核を担う医療機関として、救急医療を初め急性期医療、亜急性期医療、慢性期医療など幅広い対応が求められております。一方、常勤医師の確保が一段と厳しくなることが予想されますことから、内視鏡センターなど、魅力と特色のある医療の充実による新たな医師確保対策とともに、センター病院である名寄市立総合病院との広域連携のほか、市内開業医や圏域の公立診療所などとの連携も含め計画を策定しなければならないと考えております。

また、お話のように、今後の市全体の財政状況を考えたとき、現状にとらわれることなく新たな視点に立って、地域医療圏の人口、医療ニーズに的確に対応できる病院規模や職員数など、抜本的な検討が必要とも考えております。そのためには、現行の改革プランの検証とともに、市民の皆様に病院の現状を的確に情報提供していくことも重要であり、その上で議会にも御相談申し上げながら改革プランの策定に当たってまいります。

次に、病院の繰出金と市財政運営の見通しについてであります。

政府は、平成27年度までの中期財政計画において、地方の一般財源総額においては本年度の水準を実質的に確保するとしておりますが、本市の財政運営は地方交付税に頼らざるを得ない極めて不安定な要素を抱えており、今後合併特例の算定が段階的に縮小するとともに、国勢調査による人口減少の影響などが見込まれるなど、将来的に現在の交付税額を確保することは困難と見込んでいるところでもあります。

また、市立病院への繰出金については、改革プランの達成に向けた病棟再編や亜急性期病床の新設による効果や、消費税の増税コストを踏まえた来年度の診療報酬改定が経営に与える影響などを見定めることが必要でありますし、経営戦略会議において将来的な病院のあり方についての検討も進めなければなりません。一般会計の財政状況も厳しさが増す中であって、病院事業に対する繰り出しについては、計画を上回る繰り出しを行うことは慎重にならざるを得ない面も予想されることから、病院経営に対する負担のあるべき姿を検討してまいる考えであります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育委員会教育長（安川登志男君）（登壇） 私からは、閉校した学校の再利用計画にかかわっての御質問にお答えいたします。

本年3月末をもって、下士別、武徳、中多寄の3小学校が閉校し学校としての役割を終えたところではありますが、学校は、議員御指摘のとおり地域のシンボルとして、また、学校を中心にコミュニティーが形成され地域が発展してきた歴史がございます。そこで、閉校した学校の再利用につきましては、閉校後に地元自治会と協議を行い、地元の神社祭典の奉納行事などにグラウンドや体育館が利用されたり、地元の保育所が体育館を利用するなど、3小学校とも地元自治会が地域事業などに活用しているところであります。

次に、財産の移管についてのお尋ねがございました。

3小学校につきましては、校舎、体育館、グラウンドとも学校として活用する行政財産でありましたが、本年3月末をもって閉校し、学校としての用途がなくなったことから、本年3月31日付で普通財産とし、教育委員会所管から総務部所管に所管がえをいたしたところでございます。

また、再利用の構想についてであります。

まず、下士別、武徳の校舎につきましては、旧耐震基準で建設されており、大規模な地震が起きた際には安全性が確保できないおそれがありますことから、基本的には取り壊す考えであります。解体にも多額の経費がかかりますので、すぐに予算を確保することは難しい状況であります。

一方、中多寄小学校につきましては、校舎、体育館とも新耐震基準に合致した建物でございます。教育施設、宿泊研修施設あるいは民間企業が活用するなどさまざまな活用が想定されるところであり、教育委員会だけではなく全庁的に検討を進めるところであります。まずは教育関係施設としての活用を検討している段階でありますので、御理解を願いたいと存じます。中多寄小学校の再利用につきましては、有効活用に向けて検討を進め、基本構想が固まった段階で地域の方々ともしっかりと協議してまいりたいと考えております。

なお、現在3校とも地元の神社祭典などの地域事業の際に活用されておりますが、今後とも用途が確定するまでの間は、必要に応じて地域の皆様に活用していただきたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 丹議員。

○5番（丹 正臣君） 以上で終わります。

○議長（神田壽昭君） 18番 齊藤 昇議員。

○18番（齊藤 昇君）（登壇） 一般質問をさせていただきたいと思っております。

第1番目の質問は、市長のマニフェストについてでございます。特に、マニフェストを実行していくための財政推計はどう考えておられるのかを聞きたいと思うのであります。

今回の市長の公約でもあるまちづくりマニフェスト2013においては、総合福祉センターや子

どもセンターの移転改築、水郷公園や羊と雲の丘再整備など、新規のハード事業も多く計画されているのであります。市民にとっては、これら事業の推進は大きな期待を持たれている方も多いのであります。しっかりとした財政推計の上でこれら事業が推進されていくべきだと考えますけれども、財源をどのようにお考えになっているのでしょうか。もともと総合計画にはなかった事業であることから、その財源を含め、市の将来財政負担を考慮しながら事業を推進していくべきだと考えるものであります。総合計画のヒアリングはこれからと聞いておりますけれども、総合計画をローリングしてマニフェストを実行していくために、これまでの事業を廃止することや内容の見直しをすることなど、新たな考えに立たなければならないと思いますけれども、そのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、地方財政の状況は、今後、地方交付税の課題も含めて人口の減少や過疎化の進行など、前途を見通すことは極めて難しい状況にあると思うことから、これまでと同様の行政の力だけでは単に財政負担のみが増加することになってしまうのではないかと。私は、民間の力もしっかりと導入していく必要があると考える者の一人であります。マニフェストにおいても、PFI、いわゆる民間がその資本で公共施設などを整備する、そういうことをPFIと言っておりますけれども、この民間活力の調査研究を行うとありますけれども、その具体的な今後の考え方についても明らかにしていただきたいと思っております。これからの事業でPFIなどを導入できる事業としてどんなものを想定しているのか、具体的なものがあればこの際お示しいただきたいと思うのであります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 齊藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、マニフェスト事業に係る財政負担についてのお尋ねであります。

私のまちづくりマニフェスト2013については、所信表明でも申し上げたとおり、士別市総合計画を基本として今後4年間の市政運営に当たっての市民の皆様との約束事としてお示しをしたところです。

マニフェストにおける新たなハード事業の事業費は、総合福祉センターの見込みが約6億円、市内北地区の子どもセンターで約2億5,000万円、水郷公園や羊と雲の丘の再整備でおおむね5億円と見込んでおり、現時点での概算事業費の合計では13億5,000万円と試算しております。事業実施に当たりましては、可能な限り国や道の補助金、交付金あるいは過疎債などを活用することで財政負担の軽減を図る考えであります。

事業の具体的内容については、現在政策会議や関係機関等で構成するプロジェクトチーム等で、マニフェスト実現のための制度設計、必要な財源などについて検討を進めておりますが、並行して、来月予定している総合計画の各部局のヒアリングを通じて、新たな発想による事業の見直しあるいは廃止、更に民間に委ねるべき分野は積極的に民間の力を活用するなど、事業の再構築を図り実施計画をまとめてまいります。

また、人口減少や少子高齢化に伴う市民ニーズの変化に対応しながら公共サービスの質を維

持していくためには、公共施設のあり方についても見直しを行う必要があります。施設の老朽化や人口動態の変化による利用率の低下など多くの課題を抱えていることから、計画的な施設の再整備や長期的視点からの改修計画、効率的な維持管理の検討など、施設の利用実態、費用対効果を市民目線で検証しながら、総合的な公共施設マネジメント計画を策定してまいります。

更に、新年度に向けた消費税改定、地方財政計画の動向などを把握する中で、施策の優先順位を慎重に検討しながら、その他の財源の確保にも努め、中期的な財政推計を踏まえた上でマニフェスト事業の実現に努めてまいります。

次に、P F I など民間活力の導入についてであります。

民間活力による公共施設の整備、いわゆるP F I は、民間の資金を活用し、施設的设计から建設、運営などを民間に任せ、民間ならではの創意工夫を生かして効率的かつ効果的に公共施設を整備し、低廉かつ良好な公共サービスを提供することを目的とするもので、北海道内においても、昨年度までに稚内市の廃棄物最終処分場や岩見沢市の生涯学習センターなど16件の実施事例があります。

本市においても、本年4月にN P O日本P F I ・P P P協会に加盟して情報収集等に努め、職員研修のカリキュラムとしてP F I 制度を組み込んで理解を深めたほか、関係機関が主催する研修会にも職員が積極的に参加する一方で、ノウハウを有する金融機関から講師を招いて勉強会を開催してきたところです。今後、官民での意見交換を発展させる形での研究会の発足も含め、更に積極的に、そして具体的にP F I による施設整備のあり方を検討していく考えであります。

この研究会においては、施設の建設、運営を行う民間事業者には行政がサービスに応じた対価を支払うサービス提供型や、民間事業者みずからが料金収入により資金回収する独立採算型など、P F I 事業の形態のあり方に加え、事業の開始から終了までのトータルにわたり必要な費用、いわゆるライフサイクルコストや、サービス水準が従来の公共事業と比較してどの程度メリットがあるのかといった点について調査を進めてまいります。財政状況も極めて厳しい情勢にあって、最少の経費で最大の効果を上げることは今最も必要であることから、P F I の導入については前向きに取り組まなければならない課題であります。こうしたP F I の対象となるプロジェクトについては、現在のところ具体的事業化に向けて検討を進めている駅前再整備事業、市庁舎整備事業などを視野に入れているところであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） 1点だけ再質問しておきたいと思えます。

特に、駅前再整備事業でありますとか市庁舎の整備事業、これはやはり新しい事業の展開で、牧野市長の任期中にこれを実現させていくという決意だと思うのでございますけれども、例えば、庁舎の整備事業なんかは建てかえの場所にありますとかあるいは規模でありますとか、現時点で想定されるのはどのぐらいの事業規模になるのか、現在の庁舎と比較してどんな形に将

来を考えておられるのか、この点はもうちょっと具体的にお答えをいただきたいと思うのであります。

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 斉藤議員の再質問にお答えをいたします。

庁舎につきましては、昭和39年に建設されたこの庁舎でございますが、耐震の問題から含めて非常に老朽化が進んでいるということで、今日までも議会の中でも幾度か御質問もいただいているところであります。

そこで、多額の費用を要するわけでありますから、市の財政について申し上げますと、現在合併特例債について、庁舎ともう1点は環境センターの建設にそれを充てるということで準備を進めているところでありますが、庁舎につきましては、新築するにしても改築するにいたしましてもおおよそ30億円が必要であるという、そういったような試算も実はされているわけでありまして、前回から5,000万円ほど庁舎の建設準備資金ということで基金にも積ませていただいているところでありますが、現時点におきましては、おおよそ30億円を想定をしているところであります。

なお、マニフェストでお示しをいたしましたとおり、コンパクトでありながらも市民のコミュニティに役立つそんな庁舎でなければならない、あるいは防災も含めていろいろな情報を持っているわけでありますから、そういった庁舎計画も含めて、これから市民の皆様、議会の皆様とも議論をしながら、まずは内部でプロジェクトを組んで具体的に進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、この建設につきましては、合併特例債の最終年次が平成32年ということでありますので、この4年間でその方向性をしっかりと出しまして、31年、32年度において建設という、そういった計画を概略立ててございますので、今後具体的に皆様方の御意見を賜りながら、コミュニティ庁舎になり得る、そういったような形の中で進めていきたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（神田壽昭君） 斉藤議員。

○18番（斉藤 昇君）（登壇） 質問の第2は、入札制度についてでございます。

特に、現在の経済情勢の中での入札制度のあり方、現在全国で人件費の問題や技能者など人材不足、加えて、円安による資材の高騰などの原因で入札が不調になっているケースが報道されております。道内でも函館市のアリーナを初め、隣の名寄市では文化センターの入札が不調になるなど、大きな問題になっていると思うのでございます。本市でも、先日の最終処分場・マテリアルリサイクル敷地粗造成工事では、2回で落札しなくて最終的には随意契約となった事例も出てきているのであります。

そこで、私は、入札については基本的にその予定価格は事後公表であるべきという立場をとってまいりました。その理由は、落札率が高どまりにある傾向が顕著にあらわれることなど、適正な入札の執行に支障があると考えていることによるものでございます。市でも以前は事前

公表も行っていましたが、再度、事後公表と事前公表のメリットとデメリットについて確認しておきたいと思うのであります。

9月8日には東京オリンピック・パラリンピックの2020年開催が決定されたJOCとの関係が深い土別市にとっても、大きなチャンスであることは間違いないし、ぜひとも力を注いでほしいと願うものであります。しかし、東日本大震災からの復興事業も順調というわけではなく、人件費の問題や技能者不足、資材の高騰は早急に改善されることは難しいと考えますし、オリンピックの開催で建設事業が膨大に膨れ上がることで、公共事業の推進にも影響があるのではないかと懸念も持たれているのであります。今後の推移を市としてどう予測しておられるのかをお聞きしたいと思います。

入札が不調になることは、市としても、計画的な発注の上でも、行政推進の上でも支障が出てくるのではないかと。現在の状況を考えると、入札のあり方そのものを再度検討することも考えなければならぬと思うのであります。例えば、1つの方法として、一般競争入札では予定価格を事前公表にすることで入札参加者を確保することもできるであろうし、一方では、指名競争入札は従前どおりの事後公表の方法をとって競争性を高めるなどの方法があるのではないかと、ある程度柔軟性を持って対応することでこの厳しい状況を乗り越えていく対策が必要ではないかと考えますけれども、市の考え方を求めておきたいと思います。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

斉藤議員のお話にもありましたように、現在、多くの公共工事において入札不調の事例が発生しており、各自治体でもその対応に苦慮している現状になっています。この背景としては、近年の公共事業削減の流れの中で建設業界の人員削減などが続いていたところに東日本大震災が発生し、被災地に人手や重機が集中した影響により重機、資材の入手が困難となり、これが工期やコストにはね返り、応札者の不在や入札不調につながっているものと考えています。

特に、被災地の復興予算については、2011年度、2012年度において用地買収などが進まなかった影響も加わり、4割近くが未執行となっており、時間の経過とともに建設コストが上がり、資金不足になるおそれがあると言われております。更に、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことに伴い、東京都では国内経済波及効果を2兆9,600億円と試算しており、競技会場や選手村の整備など直接大会開催にかかわる建設業への支出においても、約4,700億円が見込まれるなど大きな期待が寄せられていますが、一方で、現在の技術者を中心とした人手不足や資材高騰の傾向が今後も続くと、ますます被災地や地方の公共工事に大きな影響を及ぼすのではないかと懸念されています。

そこで、本市における状況であります。斉藤議員からもお話のありました最終処分場及びマテリアルリサイクル施設敷地粗造成工事については、札入れを2回行って落札せず随意契約となったほか、多寄団地建築主体工事については、資材が確保できないなどの理由から入札公告の変更により工期延長を行うなどの措置を講じたところでもあります。一般競争入札が不

落となり再公告することになれば、入札が1カ月以上おくれることになり工期もその分延びるため、発注計画自体に支障が出てくることは申し上げるまでもなく、予算を含め財政運営にも影響を受けることになります。このような状況を踏まえ、本市では、今年度の発注工事について建設協会との意見交換を行っており、計画的な事業執行に向けて、工事の進捗状況や今後の工事の発注にかかわる資材や労務者の確保についての状況を把握するなど情報収集に努めているところです。

このほか入札制度の見直しについても検討を行い、一般競争入札の公告においては、参加業者が3社未満の場合は中止と定めておりましたが、入札の不調を避けるため9月からはこの要件を緩和し、2社未満と変更したところでもあります。また、平成21年4月からの入札においては、予定価格を事前公表から全件事後公表へ切りかえて行っていますが、入札不調が続いている現状では、事前公表と事後公表の見直しも検討していかなければならない課題と考えております。

そこで、お尋ねにあった事後公表と事前公表のメリット、デメリットについてであります。

一般的には、事後公表のメリットは、予定価格がわからないので業者の見積もり努力が促進されることや競争性の確保が保たれること、デメリットとしては、予定価格を探ろうとするなど不正発生の可能性や事前漏えいなどのおそれが考えられます。一方、事前公表のメリットは、予定価格が事前にかかることで事前漏えいなどがなくなること、応札しやすい環境になることなどが挙げられますが、デメリットとしては、最低制限価格の推察が容易になり、業者の見積もり努力が損なわれることや談合が容易に行われる可能性が考えられます。本市では、平成13年3月より事前公表を試行してきましたが、国から、一部に高どまり傾向があり適正な競争が行われにくいなどの弊害があるとの通知があったことから、平成21年度から事後公表に切りかえることとしたところであります。

本市の事前公表と事後公表の落札率では、事前公表での平成20年度までの5年間の平均で94.27%、事後公表では平成21年度から平成24年度までの平均で95.13%と大きな差はない状況になっており、今後については入札の不落による本市公共工事への影響も懸念されることから、予定価格の事前公表を含め、経済情勢を視野に入れた入札執行が可能となるよう、今年4月に設置しました公共調達検討委員会の中でも検討を進めてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） 再質問をいたしたいと思えます。

1つは、一般競争入札において参加業者3から2にしたというふうになったけれども、3社から2社にするということはそれだけ競争性が少なくなったり、あるいは2社でありますから話し合いがしやすくなったり、そういう競争性が薄まるのではないかという気もするけれども、この点はどういう意味で3社から2社にしたのか。3社ではどんな弊害があつてこうなったのか、ここら辺のところを詳しく、もうちょっとお聞かせいただきたいと思うのであります。

それから、最後のほうで、公共調達検討委員会でやっておられると言うけれども、この公共調達検討委員会の委員数でありますとか、職員の中でどの程度の構成がされて、これらの検討委員会はどの程度開かれているのか、この検討委員会の中身についてもお知らせいただきたいと思えます。

○議長（神田壽昭君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

士別市においてはですね、制限付きの一般競争入札ということで、予定価格1,000万円以上の建設工事を一般競争入札ということでの執行をさせていただいています。この入札を一般競争入札で応募すること自体、この時点で公募ということになりますので、これはたとえ1社であっても、そこにはもう既に競争性は発揮されているというふうに理解をしております。

それと、公共調達検討委員会のほうでありますけれども、委員については今6名の方、商工会の代表の方あるいは労働者代表の方それから消費者代表の方、これらの方6名で検討を今しているところであります。内容としては入札制度そのものに対する意見あるいは労務者の方々の賃金に対する意見、これらを含めてこの4月から2回ほど検討委員会を開催させてもらってきております。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 斉藤議員。

○18番（斉藤 昇君） 今、総務部長から答弁ございましたけれども、一般競争入札の参加業者を3社未満から2社未満に変更したと、そして、たとえ1社であっても競争性は発揮されているという答弁がなされておったんですけども、そうすれば、何も入札制度をやらないで1社に随契でありますとか、そういうことをどんどん増やしていくことになって透明性が薄れていくのではないかと、この点は再度答弁を求めておきたいと思うんです。やはり競争性を高めたり、その入札に応じる業者のいろいろな技術力やそういうものの引き上げにも、手間はかかるけれども、入札することによって技術者のそういう能力も上がっていくのではないかと、こう思うんですけども、この点も再度答弁を求めておきたいと思えます。

○議長（神田壽昭君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） お答えいたします。

入札については、あくまでも競争性を発揮して、そして透明性も発揮してということでの入札をしなければならないということが、これ基本となるというふうに思っています。

ただ、最初の御答弁でも申し上げましたとおり、今経済情勢が、なかなか労務者が確保できないですとか重機が確保できないとか、そういったような今状況にあることから、今回3社未満というのを2社未満ということで緩和をさせていただいたところです。これらの状況がまた変われば、より適正な入札執行に当たらなければならないというふうに思っておりますので、より透明性を高めた公正な入札を執行するための方策ということを、この検討委員会の中で御議論をいただいて、まとめていきたいというふうに考えています。

以上です。

(「調達検討委員会」「どんな構成」の声あり)

○議長(神田壽昭君) 鈴木部長。

○総務部長(鈴木久典君) すみません、少し内容に不足があったかもしれません。

競争性を確保するということでは、一般競争入札を公募するということになりますので、公募した時点で、どのような業者も入札参加資格さえあればこの入札には応募できるということになりますから、公募をすること自体で競争性は発揮されているというふうに理解ができるというふうに考えています。

それから、3社から2社ということにしましたけれども、今現在、うちは3社から、この9月から2社ということで制限をかけたというところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

○18番(斉藤昇君) 結局業者が、人手が足りなかったり、資材が高騰になったりして随分上がっているということだけでも、市の工事は……

(発言する者あり)

○議長(神田壽昭君) 斉藤議員、所定の質問回数を超えておりますので、次の質問項目に入ってください。

斉藤議員。

○18番(斉藤昇君)(登壇) 3点目は、士別市のまちづくりについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

中心商店街と南町地区の大型店立地区域との関係についてでありますけれども、マニフェストの中でも、中心商店街の活性化を図るために関係機関や団体との連携でにぎわいと活気ある商店街づくりを目指すと言っておられます。現在、駅前の再整備の構想も出されて、関係機関や団体、市民に対する説明も行われていると思ひますけれども、どんな関係機関や団体と協議を行ってきたのでしょうか。その中で団体や市民からはどのような意見が出されているのかを、この際お知らせいただきたいと思ひます。

駅前の再整備については、士別の玄関口である駅前を整備し、いぶき、そして丸武公園、更に大通りのふれあい館との連携を図って、これをきっかけにして中心商店街へ人の流れをつくって、商店街全体へ更に人を呼び込んでいくことを目的とするという説明がございました。現在、丸武公園の整備が進められており、あすなろ公園にも遊具の整備がなされているようでございますけれども、今後いろんな施策を通して中心商店街ににぎわいを創出すべきだと思ひますけれども、この後どのような考えで中心商店街の振興を図ろうとしているのかをお聞かせしたいと思ひます。

一方で、南町には西條やホームックを初め大型店が集中しており、今や士別のショッピングセンター的な役割を果たしていると言えらると思ひます。このことが中心商店街の空洞化にもつ

ながっていることは否定できないと思います。特に、生鮮食品などを買い求めることができない高齢者の皆さんなど、買い物難民を生み出していることにもつながっているのではないのでしょうか。利便性や価格のことを考えると、大型店の立地も土別市民には貢献していることも事実であると思います。

そこで、こうした大型店地域と中心商店街の関係を今後どうされていくのか、その考え方をお聞きしたいと思います。本市の都市計画上の進出は可能なのか、その状況をお知らせいただきたいと思います。

大型店の進出は、さきにも申し上げたとおり中心商店街にも少なからず影響を及ぼすことは確かであることから、この対応は慎重にすべきであると考えます。しかしながら、働く場所の確保や地域経済の発展を考えると、一定の進出は地域経済にも効果をもたらすことも考えられるわけであります。先日の報道では、海晃という会社が名寄市にビジネスホテルを建設し、その後、土別にもというような話も出ていたやに聞いております。交流をまちづくりの柱としている本市においては、宿泊機能が低下しているといった話も聞き及んでいるところでもございます。土別市の将来の発展を考えると、中心商店街と大型店区域のバランスがとれた振興、発展を模索すべきであります。土地利用についても、将来を見据えた対応をすべきだと思いますけれども、この際、市の考え方をお聞きしておきたいと思うのであります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、駅前再整備構想についての協議や説明の経過と意見聴取内容についてであります。

駅前再整備の基本構想については、本年1月以降、商工会議所を初め、まちづくり推進協議会や商店街振興検討委員会並びに駅前周辺の3つの自治会や3つの振興会の皆さんに御説明を申し上げ、御意見を伺ってまいりました。また、特に現在整備を進めている丸武児童公園とあすなろ公園にかかわっては、いぶきで実施されているつどいの広場きらの利用者や、子育てサポートむっきりのスタッフ、あるいは私立幼稚園の先生方の御意見も伺い、設計内容等に反映させてまいりました。更に、7月下旬からの地域政策懇談会においても、この構想について市民の皆さんから御質問や御意見を伺ってきたところであります。

御意見や御提言の内容として、構想全体に関しては、自治会や振興会の皆さんからは「よい計画だ。もう数年早い時期に進めてほしかった」でありますとか、「周辺に商店がなくなったのでコンビニ的な店舗ができることは望ましい」、更には「駅前が整備されれば地域全体ににぎわいが生まれる」などの期待の声があった一方、商工会議所関係の方々からは、駅前再整備にとどまらない中心商店街の活性化対策や町なかのにぎわい創出に向けての取り組みを望む声が寄せられました。

また、自治会などへの説明会や地域政策懇談会では、「市外からの利用者にも配慮すべき。道の駅的な活用も検討してはどうか」でありますとか、「土別の玄関口や顔としての整備を進めるべき」、「道路の除雪対策に工夫を」、「合宿選手の利用にも配慮する必要がある」、

「高速バス停留所の設置を希望する」、あるいは「公営住宅は必要か」などの意見がございました。

一方、2つの公園の再整備に当たって、きらの利用者やむっくりのスタッフ、更には幼稚園の先生方からは、遊具などの安全性確保、道路の安全性や犬・猫等のふん尿防止対策のほか、「水遊びできるスペースをつくってほしい」などの意見をいただき、それらを最大限盛り込んだ整備計画内容としたところであります。

今回お示した構想については、あくまでも計画素案ということになりますので、こうした御提言も踏まえ、今後更に検討を進めていく中で、より具体的な計画づくりに努めてまいります。

次に、駅前からの動線づくりから、更にどのように中心商店街の振興を図っていくのかについてであります。

本市の中心商店街は、国道40号沿いに建ち並び、にぎわいを見せてまいりましたが、ここ数年は市街南地区への大型店進出に伴い空洞化が顕著になるとともに、閉店や廃業によって空き店舗が発生し、更には建物を撤去した空き地も目立つようになってまいりました。また、士別市中心商店街振興組合の組合員数も半減している中で、現在営業されている店舗でも後継者の不足や高齢化の進行が深刻な課題となっております。

こうした中で、商店街の振興対策として、商店街活動や個店経営の活性化のために取り組んでいる事業への補助のほか、中小企業振興条例に基づく各種事業による商店街でのイベント開催の促進、空き店舗の活用や新規開業に対する助成制度、更に、店舗改修に対する助成などによって商店街のにぎわいづくりを目指しているところであります。

中心商店街は、商業活動や居住等の機能が集積し、長い歴史の中で文化や伝統を育み、さまざまな機能を培ってきた地域であり、その商店の幾つかが欠けるということは、まちづくりを進める上でも極めて大きな影響を受けるものであります。今回、駅前から国道までの動線づくりを進めていく中で、再び活気ある商店街とするための方策を模索するため、商工会議所や中心商店街振興組合等の方々の連携のもとに、買い物難民の解消を初めとする振興策について、できるものからまずは実施するということを出発点に、将来的な整備方針も含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

加えて、市長マニフェストにも掲げられておりますように、老朽化した総合福祉センターの機能を旧あすなろ保育園跡地に移転新築する計画を今後策定してまいります。この計画については、中心市街地交流施設ぷらっととの連携活用も図りながら、高齢者の健康と生きがいがづくり活動の拠点とするとともに、町なかのにぎわい創出にも寄与する施設となるよう、中心商店街の振興に向けた取り組みとしても推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、大型店地域と中心商店街の関係について御質問がございました。

一般的に申し上げますと、大型店の集積地域においては、求める購買ニーズがワンストップで対応可能となる利便性と大量仕入れによって安価に提供されるというメリットがあり、更に、

今日の車社会では広い駐車場を完備するなど、その集客力の高さの面からも多くの市民にとって魅力の一つとなっております。その反面、郊外型店舗は、平日の稼働率の低さ、移動手段の確保、大型店同士の競合、複合化に伴う投資の肥大化など、デメリットも持ち合わせております。

一方、中心商店街には、地域密着型でなじみやすい面や親しみやすく顔の見える関係性など、個店の集合体として大型店にはない優位性を発揮することによって活性化につながる可能性があります。こうしたことから、さまざまな販売商品を有する個々の店が集積することによって存在価値がより一層高まり、集客力の高い魅力ある商店街を築くことができるものと考えております。

大型店の進出は、中心商店街に対して少なからず影響を与えていると考えますが、士別市全体で見ると、市民への利便性の向上や低価格での商品提供などの効果があり、また、雇用の確保や商工業の活性化にもつながっていると考えられますことから、大型店地域と中心商店街においては、それぞれがそれぞれの役割を担い、市民のニーズに的確に対応し、すみ分けをしていくことも必要ではないかと考えるものであります。

中心商店街のにぎわいづくりには、商店街の皆様はもとより、商工会議所、関係機関の自主的な取り組みが最も重要であり、その取り組みがなければ成功につながってはいかないと考えますので、商工会議所が組織する士別市商店街振興検討委員会や、新たに設置された商店街活性化委員会、あるいは市内の街なか居住・駅前再整備プロジェクトチームなど、関係機関、団体の連携のもと、にぎわいと活力ある商店街づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、大型店の進出などにかかわる都市計画上の制限についてであります。

お話のありました南町地区における都市計画上の土地利用の規定、いわゆる用途地域については、現状国道40号沿いの大通12丁目から19丁目までは準工業地帯に指定されており、建築床面積が1万平方メートル以上の建物であっても建築が可能でありますことから、この地域には大通東16丁目に西條士別店、大通東19丁目にホームック士別店など、郊外型の大型商業施設が進出している現状でございます。これらの建築物は、中心商店街が位置する商業地域や近隣商業地域においても建築は可能とされておりますが、現実的に見ますと、大型商業施設等の建設候補地となる一団の土地が中心商店街地区にはないことなどから、南町地域に集中して立地しているというのが現状であります。

また、この準工業地帯に隣接する用途地域としては、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域がありますが、このうち店舗の建設ができますのは第一種中高層住居専用地域で、床面積が500平方メートル以下の店舗については建設が可能となっております。しかしながら、今後においても郊外型大型店舗などの進出が想定される一方、将来人口の動態などさまざまな見地から、本市の土地利用のあり方を見直すことも必要な時期を迎えているものと判断をしております。

したがいまして、現状の用途地域内における未利用地の土地利用の促進とともに、斉藤議員

のお話にもありましたように、本市のまちづくりや地域全体の活性化あるいは市民生活の利便性を考慮する中で、将来展望に立った住みやすいまちづくりを進めるため、都市計画区域や農業振興地域など本市全体の土地利用について、全庁横断的に今後見直しを進めてまいる考えであります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） 商店街もぼつりぼつりと歯抜けになって、後継者がいなくなったりしてやめていくことも目立っているんだけど、市としては、大通り商店街を含めて商店街の区域というのがあるんだけど、今後、どの程度、例えば5年先、10年先の見通しなんかを考えたときに新たな商店街が生まれてくるという、そういう施策、また、どの程度5年、10年の間に、今ある商店街の皆さんが撤退をしたりあるいは店を閉める、こういう状況に陥っていくのではないかと考えるわけでありましてけれども、この点についてはどういう見通しを立てておられるのか、この点、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再質問にお答えいたします。

5年、10年後に現在の中心商店街がどのような形になっていくかと、今、齊藤議員お話にありましたように、今後歯抜けになっていくのではないかとといったようなことは、現在私どもは想定してございません。と申しますのも、そうならないために、駅前からあるいはあすなろ公園付近から国道40号沿いに向けて人の流れをしっかりとつくる動線づくりをしてまいりたいというふうに考えておりますし、商店街というのはそれぞれ経営者の方が営んでおられるわけでありましてけれども、そういったいわゆる産業ということだけでなく、やはり私たち市民が生活していくための物資等を供給している場でありまして、今後ともしっかりとあの地域に存続していただかなければならないということを考えておりますので、やはり今、大型店と中心商店街との御答弁させていただきましたけれども、大型店には大型店の役割があり、中心商店街には中心商店街の役割があると思いますので、そうした中心商店街の役割というものをしっかりと見きわめながら、また、どういった役割が求められるかということは、消費者の皆様方からもしっかりと御意見を伺いながら、あるべき商店街の姿に向けて、しっかりと一に商店街が存続するような対策をいろいろ講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） 終わります。

○議長（神田壽昭君） ここで、昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時35分休憩）

（午後1時30分再開）

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番 小池浩美議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

参議院選挙後の安倍政権が進める数々の政策、消費税増税、原発の再稼働と輸出、TPP交渉への参加、集団的自衛権容認、秘密保護法の制定、憲法改悪、社会保障削減など、どれもこれも国民の願いと大きく乖離しており、国民の願いを踏みにじるものばかりです。絶対多数を背に、まるでたがが外れたように暴走する安倍政権の悪政から、きっぱりと市民を守る土別市政を求めるものです。

初めに、消費税増税についてお聞きいたします。

10月1日、安倍首相は来年4月に消費税の増税をすると表明しました。税率5%が8%になることで8兆円もの増税となります。消費税増税は仕方がないと言う人たちでも、その多くは、来年4月実施は早過ぎるとして先送りを求めています。低所得者に大きな負担を押しつけ、景気を一層冷え込ませるからです。

一方、消費税増税に伴う新たな経済対策として、復興特別法人税の廃止や大企業の投資減税、研究開発減税、大型公共事業の追加などで5兆円をはじき出すとしています。これは消費税2%分に相当します。消費税で8兆円の増税をしながら、5兆円規模の大企業減税を行うものです。この経済対策は、消費税増税による景気の落ち込みをみずから認めているようなものです。所得が減り続ける国民から8兆円の収奪、一方、内部留保270兆円もの大企業に減税とは、臆面もない大企業優遇政治に怒りを禁じ得ません。この道理のなさを市長はどうお考えでしょうか。景気悪化が予測される消費税増税は即刻中止するべきと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

昨年8月に、自民、公明、民主の3党の賛成多数で消費税増税法が可決、成立しました。年金や医療、介護、子育てなどの社会保障を維持、安定させる目的で制定され、増税分は全額社会保障の財源にすると定めています。政府は8兆円の増収分は全額社会保障に充てると言ってきましたが、増税3%のうち2%が経済対策の実施に消費されることとなります。この矛盾を市長はどうお考えでしょうか、お聞きいたします。

消費税増税法附則には公共事業への流用が認められる文言がありますが、これを逆手にとつての経済対策だと考えます。社会保障へは1%しか使われない来年4月の増税は、国民だましであり許されないことと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

来年4月の税率8%への引き上げの際、住民税非課税世帯などへの激変緩和策として1万円から1万5,000円の現金を1回1年だけ支給するとしています。また、再来年10月の10%への引き上げの際には、食料品などの税率を低く抑える複数税率の導入を目指すとしています。消費税増税にしがみついた余りの国民懐柔の施策としか言いようがありません。消費税増税を中止

して、消費税に頼らない経済対策、景気回復の道を進むべきと考えますが、この低所得者対策について市長のお考えをお聞きいたします。

次に、生活保護費削減についてお聞きいたします。

本年8月1日から生活保護の扶助基準生活費が削減されました。世帯平均6.5%、最大10%の減額で、来年4月1日から、再来年4月1日からの3年間で670億円の保護費削減を見込んでいます。中高生と夫婦4人世帯では月6,980円の減額となり、最大10%の減額では2万960円になるという試算があります。生活扶助費の減額幅は子供の数が多いほど大きくなります。

そこで、保護費減額による本市市民への影響についてお聞きいたします。

初めに、本年8月の生活保護受給世帯数をお聞きいたします。その世帯累計と割合をお示しください。また、保護基準改定により8月以降生活保護が停止や廃止となった世帯はあるのでしょうか。また、7月と比べて8月は平均にして何%、幾らの減額となったのでしょうか。更に、高齢夫婦世帯及び母子世帯の引き下げ額はどれほどか、月額平均値をお聞きいたします。

次に、基準引き下げに伴う他制度への影響についてお聞きいたします。

生活保護基準は、憲法25条が保障する生存権保障のナショナルミニマムとなっています。基準引き下げによるさまざまな制度への影響は、生活保護利用者だけではなく国民生活全体へはかり知れない打撃を与えます。最低賃金、就学援助、介護保険料・利用料等々、基準引き下げで住民税非課税から課税世帯になると、医療費や介護保険サービスの自己負担限度額、保育料、その他さまざまな低所得者支援制度に影響し負担が大きくなります。

6月第2回定例会において、生活保護基準をもとにした本市独自の軽減策への影響についてお聞きしていますが、市の単独事業については影響のないような形で対応していくとの御答弁がありました。その方向性には変わりはないのでしょうか。また、それぞれの事業の対応策をお聞きいたします。

政府は、生活保護基準引き下げによる他制度への影響は避けるとしていますが、生活保護基準が生存権保障のナショナルミニマムであるならば、基準を引き下げておいて、一方ではそれに連動するほかの施策は現行どおりとすることは無理であり、矛盾した話です。生活保護を利用する国民をいじめるだけの基準引き下げと言わざるを得ません。市長は、生活保護基準の引き下げを撤回するよう国に求めるべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。

次に、介護保険制度改悪についてお聞きいたします。

安倍内閣は、今年8月、消費税増税と一体で行う社会保障改悪のプログラム骨子案を決定し、介護保険の改悪法案を来年の通常国会に提出しようとしています。保険給付対象となる範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化ということで、介護認定の要支援1と2を保険給付から外し、市町村裁量で行う地域支援事業に段階的に移行させていくとしています。要支援1と2の高齢者が介護サービスを利用しようとするれば、本来は1割の自己負担である利用料が全額自己負担となるのです。これは、国の予防給付の仕組みを壊して市町村の事業へ丸投げするものです。全額負担となれば、介護サービスの利用を諦める高齢者がたくさん出ると考

えられます。また、サービス利用者の減少により介護事業者への影響も少なくありません。本市の要支援1・2の認定者数をお聞きたいします。これら認定者のうち、訪問介護やデイサービスなど介護保険によるサービス利用者数もお知らせください。

更に、介護保険改悪法案では、特養老人ホーム入所者もターゲットにし、要介護3・4・5だけが入所できるとしています。介護度が軽度の1と2の高齢者は入所できないと言うのです。また、1割の利用料負担について一定以上の所得者、世帯合算で年収320万円以上の高齢者は利用者負担を2から3割に引き上げるとしています。低所得者や軽度の要介護者が施設を追い出されたりサービスを利用できなくなるとは、高い保険料を払い続けてもサービスを利用できない掛け捨ての制度と言えます。介護難民を一層増やし、介護をめぐる悲惨な事件が多発するのではないかと危惧されます。

高齢化が不幸とイコールになるような社会にしてはなりません。社会保障のための消費税増税を言いながら、社会保障のための財源を削り、国民へ自己負担、自己責任を押しつける安倍政権の姿勢は矛盾し、異常と言えます。要支援者を介護保険から外す制度改悪、軽度の要介護者を施設から追い出す改悪、利用料一律2割をたくらむ改悪、こんなにも国民の願いに背を向けた介護保険法の改悪はやめるべきであり、国に強く中止を求めていくべきと考えますが、市長のお考えをお聞きたいします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、消費税増税について、また、生活保護費削減及び介護保険制度に係る国に対する市の対応について答弁申し上げ、その他の関連質問については保健福祉部長から答弁申し上げます。

まず、消費税増税を中止すべきではないかとお尋ねであります。政府はデフレ脱却と経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆるアベノミクスにおける3本の矢を一体的に進めるとともに、社会保障と税の一体改革による消費税率を来年4月から8%にすることを決定しました。

少子高齢化の急激な進展や社会経済情勢が大きく変化する中で社会保障給付費が増大し、平成24年度末の国・地方の長期債務残高は対GDP比で約190%に及ぶなど、極めて厳しい財政状況であります。その負担を将来世代に先送りすることなく、国民が安心し希望が持てる社会保障制度の充実、安定を実現するため、その財源をしっかりと確保していくことは喫緊の課題であり、景気動向に左右されにくい安定的な財源と言える消費税の増税に的が絞られた結果と考えるところであります。この結果に至るまでには、条件の一つとなっていた経済成長率や物価動向などが総合的に勘案され、更には専門的な知見を有する多くの国民の意見を踏まえたものと捉えています。

一方で、増税と同時に実施される経済対策では、復興特別法人税の前倒し廃止も検討されていますが、被災地の復興予算確保とともに、復興増税は個人には2037年まで25年間所得税に上

乗せられることから各界各層から異論が出ており、慎重に対応していくことが必要であると存じます。

そこで、法人減税においては、研究開発、設備投資の後押しや国際競争力の強化も重視されていますが、これは消費税引き上げによる景気の腰折れを防ぐための対策にとどまらず、減税による企業の収益拡大を賃金の上昇や雇用の拡大に結びつけていく目的もあることから、こうした経済の成長力の底上げ効果についても十分な議論がなされることを期待するものであります。

次に、消費税収の使途については、昨年8月に成立した消費税を含む社会保障と税の一体改革関連法にて、社会保障4経費である年金、医療、介護、少子化対策に要する経費のみに充てることが明確化されています。今回の5兆円規模の経済対策については、小池議員のお話のとおり、増税で生じた財源のゆとりが充てられるのではといった議論もございますが、今回の一体改革の意義は社会保障の安定化と充実であり、そのための国民負担を求める上での対策であると定められていることから、消費税の増税分については社会保障に充てられるものと考えているところであります。

次に、市民生活への影響として、年金額が240万円の夫婦2人世帯では8%への税率アップで年間3万5,500円の負担増になるとされ、家計への負担軽減策として住民税非課税世帯などへの簡素な給付措置が検討されています。本制度は、所得が多い家計ほど消費に回る割合が低くなり、逆に所得の少ない家計ほど消費税の負担割合が高くなることから、消費税導入時及び5%に引き上げた際に支給した臨時福祉給付金と同様に低所得者対策として実施されるものであり、一定の効果があるものと考えています。

また、27年10月の10%への引き上げについては、改めて経済状況等を総合的に判断して実施するかどうかを決断するとされております。その際の低所得者への配慮として、食料品や生活必需品などの税率を低く抑える複数税率と、家計調査などの客観的な統計に基づき、年間の基礎的な消費支出に係る消費税相当額を一律に税額控除し、控除し切れない部分については給付をする給付つき税額控除等が検討されていますが、低所得者対策のみならず社会保障改革を初め、消費税増税に関連する対応策が確実に講じられるよう注視してまいりたいと考えております。

次に、生活保護制度についてであります。

さきの第2回定例会の小池議員の御質問でも申し上げましたとおり、国民の最後のセーフティネットであり、憲法によって保障されている生存権を実現させるための制度であると考えておりますことから、保護基準の改正については、憲法の趣旨に沿った改正となるよう、従来から市長会を通じて要請をしてきた経緯がございます。

今回の改正につきましては、国はデフレ傾向の物価動向を反映するものとして保護費の削減を実施いたしたわけではありますが、デフレからの脱却を目指すアベノミクスは景気動向に一定の効果をもたらしている一方で、消費者物価は値上がり傾向であることから、今後保護世帯へ

の生活が圧迫されることも懸念されるところであります。したがって、保護世帯の生活を確保するためには、今後物価の上昇にあった場合には、これを十分に反映した運用が必要になると考えております。市といたしましては、今後も生活保護世帯の生活実態の把握に努めながら、国民のセーフティーネットとしての役割を十分果たすよう鋭意対応してまいります。

次に、介護保険制度の改正についてであります。

国は、現在社会保障制度改革国民会議からの報告を踏まえ、政府の社会保障審議会の介護保険部会において検討が進められているところであり、小池議員の御質問にもありました見直しによる影響等も含め、さまざまな意見が出されているところであることから、今後においても国の動向を注視するとともに、この制度改正が利用者、事業所を初め、保険者である市町村に混乱を生じさせない制度設計となるよう、必要に応じて北海道市長会や全国市長会を通じて国に対して要望してまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

○保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） 私から、生活保護費削減と介護保険制度関連についてお答えをいたします。

最初に、生活保護費削減についてであります。まず、本年8月1日現在の生活保護受給世帯数とその累計及び割合についてですが、全世帯数は208世帯で、高齢者世帯が112世帯53.9%、母子世帯が16世帯7.7%、傷病世帯が34世帯16.3%、障害者世帯が20世帯9.6%、その他世帯が26世帯12.5%となっています。また、8月1日の基準改定によって保護の廃止、停止となった世帯はありませんでした。

次に、本市における影響の実態につきましては、実際の生活扶助費支給総額は、7月と8月を比較すると8月の生活扶助費支給総額のほうが約63万7,000円多く支出されております。これは、8月の生活費に介護保険料加算が約40万円認定されたことが大きな要因で、これらのほかに入退院や施設入所による基準生活費の変更や収入額の変化、8月に改定になった中で稼働収入に対する基礎控除額が増加したこと等が要因となっています。

このように、生活扶助費の支給額は、各種加算や入退院などの生活状況の変化、稼働収入の増減によっても変わってくるため、実際に支払われた扶助額を単純に比較することはできないことから、生活状況に変化のない比較可能な世帯204世帯について基準となる生活費を比較いたしますと、基準額の改正による減額は合計13万8,290円で、減額率はマイナス0.9%、1世帯当たりでは約680円の減額となります。また、モデルケースとして、70歳以上の夫婦世帯では月額730円の減額で減額率はマイナス0.8%、35歳、10歳、6歳の母子3人世帯では月額3,560円の減額で減額率はマイナス2.7%となっています。

次に、生活保護費基準引き下げに伴う他制度への影響についてであります。

第1回定例会及び第2回定例会で出合議員、小池議員の同趣旨の御質問に対し、市が実施している独自事業については、その影響が生じないような形で対応する旨御答弁を申し上げてい

るところであり、現在その方向で収入要件などを検討しているところでもあります。

具体的な一例といたしまして、寒冷降雪期が迫り早急に対応しなければならない除雪サービスにつきましては、現行では収入基準を生活保護基準の1.2倍から2.0倍まで5区分に分けて段階的に負担額を定めておりますが、家族構成や年齢によって生活保護基準が変わるため、世帯ごとの金額が変わり大変わかりづらくなっております。このため、高齢者の収入基準については、こうした家族構成等にかかわらず同一の基準とすることとし、旧生活保護基準をもとに算定した対象となる高齢者に最も有利な額を算定額として設定をいたしたいと考えており、具体的には収入基準額を157万5,000円から262万7,000円までの段階に応じた負担区分を設定し、実施してまいりたいと考えております。

また、福祉灯油助成事業につきましても、同様な考え方に基づいた明確な基準を示す改正を予定しているところでもあります。更に、市営住宅家賃減免事務取扱要綱や水道料金等軽減に関する規定など他の制度につきましても、見直しに係る関係省庁からの通知の内容を十分把握、検証する中で、極力影響が生じることがないように鋭意検討を進めているところでございます。

なお、ただいま御説明申し上げました除雪サービス事業につきましては、介護保険総合条例の改正が必要なことから、本定例会最終日に改正案を御提案し、御審議を賜りたいと考えているところです。

次に、介護保険制度についてであります。

平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法に基づき、同年11月に発足した年金、医療、介護、少子化対策などの社会保障の将来像を検討する政府の有識者会議である社会保障制度改革国民会議から平成25年8月6日に最終報告書の提出を受け、8月21日の閣議において社会保障制度改革の手順を定めるためのプログラム法案の骨子が決定されたところでもあります。この法案については、秋の臨時国会での成立を目指し、年明けの通常国会に関連法案を提出する予定となっているところでもあります。

そこで、今回の主な改正点についてであります。まず、1点目の介護保険予防給付の地域支援事業への移行についてであります。

これは、市町村が住民主体の取り組みを含めた柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう、現在の介護予防給付として指定事業者がサービスを提供している全国一律のサービス種類、運営基準、単価などによるものから、地域支援事業として市町村の判断で地域のボランティア、NPO、社会福祉法人等の地域資源を効果的に活用することや、既存の介護サービス事業所の活用も含めて多様な主体による事業の受け皿を地域に整備するため、段階的に移行していくよう国において検討されているところでもあります。

改正により新たな地域支援事業の対象となる本市の要支援認定者については、平成25年8月末現在で要支援1が168人、要支援2が170人で合計338人となっており、そのうち居宅サービス利用者は要支援1が65人、要支援2が111人、合計176人で、要支援者の5割程度がサービスを利用している実態となっていることから、これらの方々が改正の影響を受けることになりま

す。

また、サービス種類別に見ますと、複数のサービスを利用している方がいるため実人数とは異なりますが、訪問介護が61人、訪問看護15人、訪問リハビリテーション5人、居宅療養管理指導3人、通所介護57人、通所リハビリテーション41人、短期入所生活介護1人、福祉用具貸与38人、特定施設入居者生活介護13人、住宅改修費支給3人となっているところでございます。

今後、この見直しを実施された場合のサービス利用料については、財源の確保はするとの方針が出されていることから利用者が全額負担することはないものと考えておりますが、補助金などの財源の詳細は明らかにされていない状況にあります。また、利用料は市町村が設定するようになることが想定されるため、現在の1割負担の料金等を参考にして検討していく方向になるものと考えておりますが、財源確保が必ずしも明確でないなど課題が数多くあることは認識しているところでございます。

次に、2点目の特別養護老人ホームの中度、重度の介護認定者への重点化と一定以上所得者への利用者負担の引き上げについてであります。

特別養護老人ホームについては、入所を希望しながら在宅での生活を余儀なくされている高齢者が数多く存在することから、要介護3・4・5の中度、重度者で在宅での生活が困難な要介護者を支える施設機能の重点化を図り、あわせて軽度の要介護1・2を含めた低所得者の住まいの確保について、空き家等の既存資源の有効活用や、経済上の理由等で高齢者が入所する養護老人ホームなどの役割や機能をより一層発揮できる環境の整備、見守りなどの生活支援サービスが提供される体制など、国において検討されているところであります。

現在、士別市の特別養護老人ホームに入所されている要介護1・2の方は19人ですが、既に入所されている方については継続入所ができるよう経過措置が検討されているところであります。一方、新規での入所ができなくなることに対応するための方策として、在宅サービスの充実や具体的な住まいの確保など、支援体制の強化が課題となるところであります。

また、一定以上の所得者への利用者負担の引き上げにつきましては、高齢者世代を支える社会保障制度から切れ目なく全世代を対象とする社会保障への転換を目指し、世代間の公平だけでなく、その世代内の公平も図り、負担能力に応じた仕組みとするため、制度の持続性や公平性の視点から、一律の1割負担から一定以上の所得のある方への負担を2割へ引き上げることが国において検討されております。引き上げの対象となる世帯の収入は単身世帯では280万円以上、夫婦世帯で359万円以上といった案が考えられているようではありますが、負担増に伴い利用を控える可能性や、自己負担が2割となれば介護保険制度創設以来のことでもあり、慎重な検討が必要であると認識しているところであります。

また、介護保険制度は、社会保障制度の基盤の一つとして高齢者にとって必要不可欠な制度であり、安定したサービス運営が図られるべきものであると考えているところでございます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 次の質問は、健康長寿日本一のまちづくりについてです。

市長は、所信表明において土別を健康長寿日本一のまちにしていくとし、高齢者が生き生きと安全・安心に暮らすことのできる豊かな高齢社会を構築する必要性を訴えています。そこで、所信表明にかかわって何点かお聞きいたします。

1つは、拠点施設構想についてです。

健康長寿日本一を目指す拠点施設として、北町にある総合福祉センターの機能を見直した新たな施設を市街地に移転すると表明されましたが、また、先ほど斉藤議員への御答弁で、あすなる保育園の跡との説明もありましたが、その具体的構想をお聞きいたします。

2つには、高齢者入浴料金の助成制度についてです。

70歳以上の高齢者や障害者に対するぷらっとと和が舎の入浴料助成について、助成率や年齢、所得要件の見直しを行うなど、制度の拡充を図ると表明されましたが、その具体的な考え方をお聞きいたします。

3つには、福祉灯油についてです。

10月7日時点での全道平均灯油価格は1リットル101円80銭です。道北地方では102円30銭です。福祉灯油実施については第2回定例会においてもお聞きしましたが、収入基準の設定を再度考えとの御答弁でした。生活保護基準額が削減されたことや年金支給額が減額されていることなどを十分考慮して、生活に困難を抱えて暮らしている高齢者や障害者等を支援する施策として、適切、公正な実施を望むものです。どのような検討をなされたのかお聞きいたします。

最後に、市立病院の病棟再編にかかわってお聞きいたします。

さきに平成24年度の土別市立病院経営改革プラン実績報告が示されましたが、それとともに、土別市立病院病棟再編案についても説明がありました。入院可能な病床、いわゆる入院ベッドが年々減少しています。20年度から24年度のわずか5年間で40床が減り、24年度8月には療養病床全部が休床という事態になっています。

お聞きしますが、現在の病棟及び病床の状態はどうなっているのか。そして、この病床減少の主たる要因は何なのか。今の病棟の使い方が病床削減の大きな要因なのでしょうか。年々減少する病床の減少について、どのように認識されているのかお聞きいたします。

また、今回の病棟再編の考え方、再編によって何を実現しようとしているのか、病棟構成、病床数はどう変わるのか、その実施時期も含めてお聞きいたします。

市立病院は急性期病院の役割が大きいと考えます。しかしながら、特に高齢者の長期療養病院としての役割も担ってきています。患者向け情報によりますと、療養病棟の再開を目指すのが今回の病棟再編の目的であると示されていますが、療養病棟再開への展望をお聞かせください。

18年に医療制度改革関連法が成立し、目下その具体的施策が進められています。この施策における医療改革では、病院病床の再編、再編による効率化で入院日数を短縮、在宅医療の充実などを進め、25年には一般病床を高度急性期、一般急性期、亜急性期、回復期リハビリテーション

ョン等に再編するとしています。今回の市立病院の病棟再編は、この、国の流れに沿って行うものなのかどうかもお聞きいたします。

退院後の在宅での治療やリハビリなどについて、患者や家族へのきめ細かな対応が求められます。例えば、訪問看護や介護施設への通所、ひとり暮らしであれば訪問介護も必要でしょうし介護施設への入所も考えられますが、こういった支援体制、患者や家族の生活実態や心情に寄り添った親切で的確な支援体制はできているのでしょうか、具体的内容をお聞きして終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、私から、健康長寿日本一のまちづくりについての御質問のうち拠点施設構想について答弁申し上げ、高齢者入浴料金助成及び福祉灯油については保健福祉部長から、市立病院の病棟再編については市立病院事務局長からそれぞれ答弁申し上げます。

本市の高齢化率は、道内都市と比較しても34.5%と高く、高齢者福祉対策が大きな課題の一つであります。こうしたことから、過去4年間でコスモス苑の増床など介護施設の充実に努めた結果、高齢者人口と比較した介護ベッド数は、近隣自治体の中でも充実した施設整備状況となっています。また、除雪サービスや高齢者緊急通報システムなど既存事業の充実を図ったほか、地域自治会の御理解と御協力のもとに実施しました福祉パトロールや命のバトンの配布、高齢者入浴料助成や自立支援に向けた住宅改修助成の実施など、新たな事業に取り組んできたところであります。

現在、日本は、世界が経験したことがない高齢社会を迎えると言われております。これは、国にとっても地域社会にとっても大きな課題であります。見方を変えれば世界一とも言われる平均寿命が背景にあり、制度的な課題が大きくなっているとはいうものの、世界的に見れば日本の医療皆保険制度や介護保険制度の優位性の成果でもあり、人生80年、90年という時代が到来したところであります。

こうした中で、60歳で定年を迎えてから更に20年、30年の生活をどのようにしていくかは、市民個々の考え方ではありますが、この長い期間を何よりも健康に過ごすことが大変重要になってきます。こうした時代背景から、近年、健康寿命ということが言われるようになりました。これは、高齢者が介護なしに自立して生活できる期間を言いあらわす言葉であり、統計的にはおおむね平均寿命から10年程度短くなると言われております。この介護を要する期間を少しでも短くして、高齢者が元気に生活できる健康寿命を延ばすことは、介護や医療の費用を抑制するという現実的な効果が期待できるだけでなく、何よりも高齢者本人にとっても、家族にとっても幸福なことであると考えております。

本市は、健康スポーツ都市を宣言しております。市民が健康で健やかなまちを築くため、引き続き病気の早期発見や介護を必要とする方への施策の充実を図らなければなりません。同時に、高齢者がいつまでも健康でいられるように、介護予防や健康増進など健康な方々への施

策の展開や、現役世代からの健康増進など多様な取り組みをしてまいる考えであります。

特に、近年、高齢者が住みなれた地域でいつまでも元気に安心して暮らしていける環境づくりが必要であると言われてますが、高齢者がいつまでも元気に生活するためには、行政サービスの充実と同時に、健康な高齢者も多いことから、高齢者を単なる介護サービスなどの受け手と捉えるのではなく、地域社会の主要な構成員として地域社会に積極的に参画、貢献していただける仕組みも必要になってきます。現実に本市の地域自治会などは、高齢者がその主要な構成員として活躍されており、ボランティアなど地域活動に携わっていただいている方も多いためです。こうした元気な高齢者の健康維持やパワーを発揮していただける施策なども含め、健康長寿日本一を目指して総合的に推進していくため、その中核施設として、現在北町にあります総合福祉センターを健康長寿の拠点施設として市街地に移設する計画であります。

そこで、この拠点施設の具体的な構想についてであります。現在の北町にある総合福祉センターは、高齢者、母子家庭並びに障害者の福祉の向上を図るために昭和54年に建設した施設であります。母子や障害関係の施策は、法の改正による各事業の展開と利用者のニーズの変化等により、いずれも民間事業所での受け入れや他の施設に機能が移行したことから、現在施設の利用は老人クラブ連合会といきいきデイサービスの通所者、趣味や生きがいづくりでグループ活動をされている高齢者に限られている現状であります。また、所在地が中心市街地より遠方にあるほか、バスなどの交通の利便性も悪く、高齢者の積極的な参加意欲を阻害している状況にあります。このようなことから、高齢者の方たちの生きがいと社会参加、介護予防、高齢者同士の支え合い活動などとしての拠点としてまいる考えであります。

具体的には、1つ目に、現在地域包括支援センターが介護予防事業として実施しているサフォークジムやサフォーク元気クラブを拡充して継続するための拠点とする考えであります。2つ目には、老人クラブ連合会の活動の拠点として、現在北町の総合福祉センターを会場に行われている単位老人クラブの総合交流を引き続き実施し、市内の老人クラブがますます活性化できるように会員の方々の御意見をお聞きし、利用しやすい福祉センターとなるよう検討してまいります。3つ目には、同じく北町の総合福祉センターで実施しているいきいきデイサービスについても継続して実施いたしますが、建設の候補地であるあすなろ保育園跡地に移転することになりましたら、市民の交流活動の推進と健康増進等の充実を図るために開設された入浴施設ぷらっとと渡り廊下等をつなぐことにより、いきいきデイサービスに通っている高齢者の方々の入浴に利用していただくことができ、ぷらっとの有効活用が期待できるものと考えております。

このように、高齢者の方々がいつでも気兼ねなく施設を利用していただき、お茶を飲みながらおしゃべりを通し地域の方とのつながりを深めていただくなど、健康づくりや交流活動が更に活発になるよう、健康長寿の拠点施設にいたしたいと存じます。

今後におきましては、福祉センター構想について全庁横断的な庁内プロジェクトを設置し、更に内容を精査し、26年度早々に市民会議を設置し、施設を利用する高齢者団体等の御意見を

お聞きして、市民の方々が望む施設建設を早期に着手できるように取り組んでまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 池田部長。

○保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） 私から、高齢者等入浴料金助成制度及び福祉灯油についてお答えを申し上げます。

最初に、高齢者入浴料金の助成制度についてであります。

本制度は、高齢者等の方が士別市街地にあるぷらっと及び朝日地区の和が舎を利用させていただくことにより、入浴効果による健康増進と、日ごろ外出の機会の少ない方が施設を利用することで、コミュニケーションの場として交流活動を推進していただくことを目的としているところです。

そこで、現在の本制度の内容であります。対象者については、1つとして、生活保護法に基づく収入認定額の1.2倍を超えない世帯に属する70歳以上の方、2つとして、身体障害者手帳、療育手帳、障害者福祉手帳の交付を受けている方、3つとして、ひとり親家庭であって20歳未満の児童を扶養している方及びその児童、4つとして、生活保護を受けている方としており、利用料金の半額を助成しているところです。

利用認定を受けている方は、平成24年度末現在で高齢者28名、障害者66名、ひとり親世帯23名、生活保護世帯は19名であり、合計136名となっております。このうち制度を利用している方は55名であり、利用率は40.4%、利用回数については大人1,724回で年平均34.5回、子供103回で年平均20.6回となっております。

そこで、制度の見直しについての考え方ですが、本制度は平成23年度から実施しており3年目を迎えていることから、認定者数や利用実績、市民への周知方法などを更に検証するとともに、本制度の目的である健康増進、交流活動を更に推進するため、特に高齢者の利用を促進することが必要と考えております。

また、建設を予定しております（仮称）高齢者福祉センターを仮にぷらっとに隣接して建設することになれば、渡り廊下でつなぐなど使い勝手もよくなり、センターと入浴施設が一体となった有効活用が期待できることから、利用の拡大にもつながるものと考えているところであります。いずれにいたしましても、平成26年度からの収入要件等の見直し実施に向け、鋭意検討してまいりたいと存じます。

次に、福祉灯油についてであります。

昨年実施をいたしました福祉灯油助成事業につきましては、対象世帯収入要件として、世帯全員の収入合計額が生活保護基準の1.2倍以下の世帯としていたところですが、世帯構成等により収入基準が変わり、申請される市民にとって自分の世帯の収入が該当するのかが事前にわからない、また、問い合わせに対して即座に回答できないなど、必要書類を持参の上、直接申請窓口に来ていただかないと判断することができず、せっかく足を運んでいただいたにもかかわらず申請却下となるなどの課題があり、再検討することをさきの第2回定例会におい

て答弁させていただいたところであります。

そこで、見直しに当たっては、生活保護基準改定による影響が極力生じないようにすること、更に、本助成事業の内容が誰にでもわかりやすく、電話等での問い合わせに直ちに対応でき、窓口で申請却下になるようなことを減らすことなどに配慮し、収入基準額を明確に設定することが必要であると判断し、次のように改正を検討しているところであります。

まず、高齢者世帯については、独居世帯または高齢者夫婦世帯とも、生活実態として消費する灯油数量に大きく変わりはなく、更に年齢によっても変わることがないものと判断し、高齢者世帯で高く基準設定されている65歳以上70歳未満の夫婦世帯の改正前の保護基準を参考に、157万5,000円以下を収入基準額に設定したいと考えています。

次に、障害者世帯については、従来判定では障害の区分により世帯ごとの収入基準額が変わりわかりづらかったことから、新たに設定する高齢者世帯の基準額に住民税特別障害者控除額30万円を加算した額187万5,000円以下に設定したいと考えています。

次に、ひとり親世帯については、扶養する子供の人数など世帯構成により収入基準額の幅が大きいことから、児童扶養手当の受給状況で判断することとし、全部または一部受給世帯を対象にするとともに、遺族年金等を受給していることにより支給に制限を受けている世帯についても、対象にするように検討しているところでございます。

そこで、ただいま御説明をいたしました新基準額によって、昨年申請を受けた世帯ごとに判定をいたしました結果、独居高齢者世帯では94世帯、高齢者夫婦世帯で10世帯、障害者世帯で6世帯、ひとり親世帯で16世帯が新たに助成対象となり、対象者の拡大が図られることとなります。

次に、助成額についてであります。福祉灯油事業については、灯油需要期である10月から3月までの灯油価格を基準に、対前年比1リットル当たり10円以上の上昇により100円を超えた場合であって、これに伴い、冬期間暖房に要する灯油の見込み基準数量880リットルを購入する費用の増加額が1万円を超えた場合に実施するものであり、昨年の場合、増加見込み額が1万円を超える状況にあり、その2分の1である5,000円を助成額といたしましたことから、今後においても、増加見込み額に対する2分の1を基準にした助成額を設定したいと考えております。

そこで、本年度の市内における平均灯油価格の動向を見ますと、4月から100円台で推移し、9月20日現在では103円60銭となっており、昨年を上回る傾向にありますことから、本年度も事業を実施する必要は考えているところであり、助成額については今後の価格動向の推移を見ながら決定し、第4回定例会に御提案をいたしたいと考えているところでございます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君）（登壇） 私から、市立病院の病棟再編についてお答えいたします。

現在の病棟体制は、昨年8月、循環器内科の入院治療の再開に伴い、看護師不足から当時入

院患者の少ない療養病棟20床を休床し、5階病棟を循環器内科、消化器内科の混合病棟とし、4階東病棟は整形外科、4階西病棟は外科とし、一般病床を各病棟50床ずつの計150床で運用しているところであります。

近年の稼働病床の減少につきましては、平成20年の循環器内科医、平成23年の呼吸器内科医の減少などにより入院治療を行える診療科目が減少したことや、地域人口の減少などから一般病床における1日の平均の入院患者数が、平成20年度は144人であったものが、23年度では111人、24年度では105人となっており、これら患者数に応じて病床の運用を行ってきたことによるものであり、医師不足が大きな要因と考えております。

次に、病棟再編の考え方ではありますが、現在の入院状況は消化器内科患者が増加していることから、5階病棟以外に4階東西の病棟にも共同利用という形で消化器内科患者が分散しベッド移動が伴うほか、急性期、慢性期の患者や外科系、内科系の患者が各病棟に混在するなど、入院患者はもとより、医師、看護師にとっても負担がかかっている状況にあり、患者の安全を第一に考え、5階混合病棟の解消を急務としたところであります。このため、患者数の動向及び看護師数を考慮し、11月から5階病棟を分割し、5階東を消化器内科病棟50床、5階西を循環器内科病棟34床、4階の東西を統合し、外科、整形外科病棟60床とし、全体で一般病床を3病棟144床に再編し、運用を図ることとしたものであります。

また、療養病棟の再開に向けた展望ではありますが、療養病床の休床後にあつては、一般病床においてできる限り慢性期の患者の入院対応も図ってきたところですが、当院の看護基準が10対1となっていることから、入院患者全体の平均在院日数が21日を超えることができず、長期入院を必要とする患者の対応が難しい状況にもあります。

そこで、急性期治療を経過した患者、在宅介護施設などからの患者であつて症状の急性増悪した患者等に対し、在宅復帰を前提としたリハビリテーションや退院支援など、効率的でかつ密度の高い医療を60日間提供できる亜急性期病床の開設を予定しているところであります。この亜急性期病床に入院している患者は、一般病床の平均在院日数の算定から除外されることから、回復までに比較的長期間の入院を必要とする患者への対応が可能となります。このことにより、患者の退院に向けた支援、あるいは必要に応じて退院後の受け入れ施設との調整といったことに時間的余裕を持って取り組むことも可能となります。開設は一般病床の中での病室単位となるため、病棟単位の療養と違い、現在の看護師数で対応が可能であり、11月の病棟の再編が終了し、体制が安定次第、12月をめどに開設を考えております。

更に、先ほど申し上げましたが、療養病床の休床は看護師不足による要因が大きなものであり、本市のような中核病院にあつては、急性期患者への対応はもとより、慢性期の患者の受け入れなど幅広い対応が求められていることから、看護師の確保を図った上で早期の療養病棟再開を目指しております。

また、今回の病棟再編が国の医療制度改革の流れに沿って行うものかとお尋ねですが、国は医療費の抑制を主眼に平均在院日数の短縮を図る施策をこれまで進めてきたところで

ありますが、国の目標に反して全国的に高度急性期、一般急性期病床が増加する状況となりました。このことから、地域事情に応じた病床機能の見直しが更に検討されているところではありますが、本市の場合、高齢者の患者が多く慢性期的な入院が多いことから、在院日数も長くなりがちなことから、今回の病棟再編の中で亜急性期病床を開設し、在宅復帰支援を図ろうとするものであり、本市圏域の入院患者の実情あるいはニーズに応えようとするものであり、特に国の方針に沿うよう意図したものではありません。

次に、退院患者に対する支援体制ですが、退院される患者の中には、完治されこれまでの生活に戻れる方、引き続き治療が必要な方、身体機能の低下などにより自立した生活に戻れない方など、さまざまな方がいらっしゃいます。現在、病院では退院支援として、地域医療室を中心に本人、家族の意向を伺う中、在宅における支援関係者との連絡調整、患者の状態に合った介護施設、医療機関などの情報提供や連絡調整を行っているほか、在宅での療養を支援するための訪問看護体制の充実を図っております。

今後、更に高齢化が進むことから、こうした支援の充実はますます重要になると考えており、介護施策との連携を深めるとともに、病診連携を含めた地域完結型の医療体制を築いていかなければならないと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 以上で終わります。

○議長（神田壽昭君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで午後3時まで休憩いたしたいと思えます。

（午後 2時42分休憩）

（午後 3時00分再開）

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 国忠崇史議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 第3回定例会に当たり、一般質問を行います。

第1のテーマとして、公契約条例の制定に向けた検討を求めて幾つか質問いたします。

今、安倍晋三内閣が推進しているアベノミクス経済政策においては、大企業が潤うと、回り回って勤労者の所得を増やすことになるという、いわゆるトリクルダウン説が採用されています。しかし、現在の大企業は、為替レートや社会情勢の変動リスクに備えた内部留保のストックを増やすことと、短期的利益を最大にして株主への還元を最優先とする2つの利潤動機によって経営されていて、従業員の給与や国民経済への貢献などは後回しとなっているのが現実でありますから、私は、トリクルダウン説は誤りであると思えます。

ですが、いずれにせよ終極の目標は労働者の給与が増えることであります。労働者の給与を増やし購買力を上げていくには、最低賃金の底上げや保障が欠かせません。さもなければ人件費のダンピングが起こるからです。ユニクロの社長が言うような、中国やバングラデシュのユニクロ工場と同じ賃金水準に合わせるべきだというような発想を許してはいけません。

さて、かくなる上は、以前から本議会でも論議されているように、公契約条例を制定して、士別市発注の公共事業にかかわる労働者からは官製ワーキングプアを決して生まない仕組みをつくる必要があると思われます。そして、そのことは政府の施策と何ら矛盾しないのみならず、大げさに言えば、この公契約条例なり公契約法はアベノミクス第4、第5の矢だとすら言えるはずで、この点の御認識についてまず伺います。

2点目、牧野市長は、以前、斉藤 昇議員への答弁の中で、公契約条例については札幌市の動向を見ながら前向きに検討したい旨の積極的発言をされましたし、ちょうど1年前の第3回定例会では、相山副市長がかなり詳しく調査された上で答弁しておられます。今、札幌市議会では公契約条例の制定は微妙な情勢であります。上田文雄市長からの条例提案は既に二度されています。本市では、従来の答弁などを勘案すると、牧野市長の2期目の公約、まちづくりマニフェスト2013に盛り込んでおき、向こう4年間で条例制定を掲げるべきではなかったのかと私は考える次第ですが、そこに盛り込まなかったのはいかなる理由なのかを伺っておきたく存じます。

3点目です。公契約条例案の中に罰則規定を入れたりしますと、関係する業界から当然反発が出ますし、慎重に検討せざるを得ないのは私としても理解できます。しかし、マニフェストになかったことをやるのかと後でもめるのもつまらないことでもあります。市長の新しい任期初めのこの機会に、ぜひ端緒をつくってほしいものですが、いかがなものでしょうか。この件については、午前中の質問でも論議になっていた公共調達検討委員会が、公契約条例への端緒もしくは手始めといったものに該当するかどうか、お答え願いたいと思います。

4つ目としては、小さな提案があります。

牧野市長は、市が発注する工事についての労務単価積算などに最大限の配慮をしておられますし、そのほか労働者の所得保障には常に気を配っている事実は私も高く評価していますが、今後は、規模の大きな工事にかかわる総合評価方式の入札などで、場合によっては労働問題の専門家を評価委員メンバーに入れるなどの工夫もお願いしたいと思います。この点の可能性についてはどうお考えでしょうか。

最後になりますが、今の提案のようなさまざまな工夫だけではカバーし切れないような労働実態が結局は出てくると思うのです。例えば、入札に失敗したから労働者を解雇するというような事例を防ぐためには、最終的にはやはり条例化を目指すしかないと私は考えております。市長におかれては、最低限条例化が目標であると、そういった認識だけは持っていただきたいのですが、この点、同意されるか否かをこの機会にお答えくださいませ。よろしく申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

政府は、円高、デフレ脱却を当面の最優先課題として、実体経済の成長に向け新成長戦略によるさまざまな施策を展開しているところであり、特に個人消費の拡大などを促し、持続的な経済成長を目指すため、その一環として経済界に対しては賃上げを要請していますし、非正規労働者のための総合ビジョンの策定を図るなど、賃金や雇用の拡大を進めています。

労働者が安心して働ける賃金水準を確保するという点においては、公契約条例や公共サービス基本法の理念である適正な賃金の確保、労働条件や労働環境の整備などの考え方と合致するものであり、アベノミクスの3本の矢の中では市民生活に最もかかわりの深い政策として期待されているところであります。

そこで、公契約条例の制定についてであります。これまで斉藤議員から幾度か議会で御提言をいただいております。本市が行う公共事業について調達業務を検証し、公正な競争、工事の品質の確保や地域社会への貢献、働く人の適正な労働条件の確保や労働環境の整備を含め、効果的な公共調達のあり方を検討することが必要なことから、昨年10月に建設協会との意見交換を行い、本年2月には庁内検討委員会を設置、4月に士別市公共調達検討委員会を設置し、公契約の考え方を盛り込んだ制度の検討を開始したところであります。

自治体の責務は、市民の命と暮らしを守り、人間らしい生活を保障することにあるとも言われており、特に公共サービス基本法においては、公共サービスは市民生活の基盤であり、権利であり、そこに従事する労働者の労働条件に配慮しなければならないとあります。一方で、公共事業については、さきに申し上げたように公正な競争、工事の品質の確保、地域への貢献などを考慮した取り組みも求められるところであります。

今後においては、これらの視点を持ちながら、公平、公正な公共政策を実現するための指針となる条例について委員会において検討を深めてまいります。

次に、総合評価方式の入札についてお尋ねがありました。

本市では、価格のみならず技術的能力や品質のすぐれたものを落札者とする総合評価方式の入札を、バイオマス資源堆肥化施設や一般廃棄物最終処分場といった大規模な工事を取り入れており、それぞれの工事ごとに要綱を定め、評価選定委員会を設置し、落札者を決定することとしています。評価委員会には、工事の内容に沿った専門分野の外部有識者が入っており、行政職を含めて審査を行ってきており、その中には地元雇用や地域振興といった項目についても評価対象となっている事例もありますが、公共工事の品質確保を促進するためには、それぞれの企業が有する労働者対策ということについても一つの評価となることも考えられることから、労働問題の委員については、その専門的知見が総合評価に必要と考えられる場合には検討してまいります。

最後に、公契約の考え方をマニフェストに盛り込まなかった理由についてであります。

さきに申し上げましたとおり、これまで議会の場において公契約の考え方についての議論が

行われてきたところでありますが、私は、この地域の振興・発展を考えるときに、企業にとっても労働者にとっても有益な環境をつくっていくことが基本となると考えています。こうしたことから、地域に配慮した入札制度を整備するとともに、この春の労務単価の改定に当たっても行政としてできる限りの対応に努めたところであります。

この公契約の考え方につきましては、既にさきの任期中に具体的な検討に着手しており、現在検討委員会において審議をいただいていることから、マニフェストには盛り込まなかったところであります。マニフェストは、この任期中の大きな柱を表現したものであり、優しいまち、たくましいまち、あたらしいまちの創造に関するさまざまな事業について、今後とも鋭意取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマとして、本市の観光振興策と特産品のセールス展開について少々取り上げます。

先月9月7日、8日に開かれたロシア、ユジノ・サハリンスク市での道北物産展については、行政報告でも触れていましたが、詳しい概要と、特に開かれることになった経緯について、まず伺いたく思います。

次に、道北物産展の総括を何点か伺います。

まず1点目、報道によると、ユジノ・サハリンスク郊外の会場、シティモール内の同じフロアの向かい側で北海道物産展が開かれていたとのこと。これは、道とそれから旭川市ほか道北6市とのコミュニケーション不足か何かの原因なのでしょうか。それとも、むしろこのことで、かえって物産展の現場では相乗効果が生まれたと考えてよいのでしょうか。

総括の2つ目は、出展自治体同士での競合はなかったのかをお聞きます。

紋別や留萌、稚内といった沿海部はいいとしても、士別と名寄については農産物も似通っており、あらかじめ品目を調整しないとイケなかったのではないかと推察しますが、この点いかがでしょうか。

3点目、道北物産展の総括ですが、今回はロシアの通関制度であるGOST-Rの認証をクリアできず、本市を含む道北地方の生鮮食品について展示販売できなかったとのこと。この制度についてロシアに詳しい人に言わせると、過度に恐れる必要はないものの、やはりある程度貿易に習熟した人物や会社の助力が必要だとのこと。

確かに、例えば旅行に関しても、ロシアは旧ソビエト連邦時代からバウチャー制度という独特の方式を採用しており、入国前にビザだけでなく基本的に宿泊先の登録と前金での支払いが必要であり、旅行日程の現場での自由な変更は困難です。日本の近隣諸国は、大体パスポートを持って行きさえすれば入国できる国がほとんどですから、ロシアは特別に煩雑だとも言えます。

しかし、逆を言うと、旅行のバウチャー制度に習熟しさえすれば、ロシアへの窓口として後

から来る入国希望者を助けることができ、また、そのことで手数料を取るビジネスを営むことができるわけです。つまり、何を言いたいかという、道北の各市はこの機会にぜひGOST-Rについて習熟しておけば、行く行くはロシア貿易のフロンティアとして全国の自治体や企業からビジネスの仲介依頼が舞い込むことになる可能性もあるわけです。

今回の物産展を単発で終わらせるのではなく、今後継続的に取り組むならば、ロシア語とロシア経済に詳しい人物を市で採用するなど、道北地区挙げての養成策が必要になってくるでしょう。ともあれ一般的に海外とのコネクションをつくるには、一にも二にも人的なもの、人材を大事にするのが大原則であります。この点として、市としてはどんな課題を感じているでしょうか、お聞きしたく存じます。

この総括の件の最後ですが、サハリンやロシア極東地方においては、富裕層や中間層が増えたものの人口はもともとまばらな地域であります。すなわち数億人が暮らす中国東北部等と比べると、経済的な潜在力は弱いとされています。しかしながら、モスクワなどいわゆるヨーロッパロシアへの一里塚もしくは橋頭堡として、まずサハリンに士別物産をという展開は、私は間違っていないと思います。この点で今後どのような展望を持っているかを伺う次第です。

さて、観光振興策に話を移らせていただきます。

市長が8月5日月曜日に幹部職員を集めた庁議で話されていたとおり、7月27日のプロ野球二軍公式戦には、学校の夏休み期間にも重なったため、士別市の外からも数百人単位で観客がいらっしやり、遠くは京都府からという人もおりました。宿泊だとか飲食、はたまた試合前後の観光だとかの経済効果もかなりあることがわかりました。現在、羊と雲の丘など定番の観光名所の集客には陰りが見えていますが、視点を変えて夏のスポーツイベントも観光の一環としてPRすることをお勧めする次第です。この点のコメントをいただきたいと思います。

最後に、雑誌媒体での宣伝について取り上げます。

ここでは、有力な旅行雑誌としてリクルート社発行の月刊誌じゃらんを参考にします。夏の旅行シーズンに当たる最近半年間を見ても、例えば富良野、美瑛地域は、毎号のようにこのじゃらんで特集されています。そして、大量の記事が載っています。また、隣の剣淵町も、映画じんじんのふるさととして6月号に4ページの特集が組まれていました。

対して士別はというと、4月号の片隅6分の1ページを使って、めん羊工芸館くるるん工房が出ているのみ、そして、7月号になって日向温泉の4文字が載っている、更に、9月号で2分の1ページを使って最北インターチェンジ士別・剣淵へようこそスタンプラリーの宣伝が載っていますが、この記事の周囲にある店舗紹介については、稚内のものが2店舗、増毛3店舗、比布1、旭川3、留萌1、美瑛2というのが現実で、スタンプラリーと連動した士別市内の店舗の記事が全く見当たりません。これは、たまたまじゃらんだけなのかかもしれませんが、記事での露出量としては、士別は富良野の100分の1程度、剣淵の10分の1程度となりましょうか。ほかにも幌加内の新そば祭りはもちろん取り上げられており、名寄のアスパラまつりなどが記事になっています。他方で、士別のビートまつり、天塩川まつり、産業フェアなどについては

1行も載っていません。これでは余りに欲がないというか、例えばじゃらんの編集部に対してプレスリリースなど情報提供すら行っていないのではないかと心配になります。これは、もしかして士別観光協会との間で広報などに関する任務分担を話し合っていないなどの理由なのでしょう。この際、観光にかかわる広報体制についてお聞きする次第です。よろしくお願いいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） お答えいたします。

まず、ユジノ・サハリンスク市での道北物産展の開催に当たっての概要と経緯についてであります。昨年10月、ユジノ・サハリンスク市と友好都市を締結している旭川市より、本年度において、本市を初め留萌市、稚内市、紋別市、名寄市の道北6市が連携し、道北地域とサハリンとの人・物の交流拡大と地域間交流の推進などを共通目的に道北物産展の開催を打診され、その後12月には、道北6市の各市長とユジノ・サハリンスク市長とにおいて、両地域の結びつきを深めていくため、この秋にユジノ・サハリンスク市で開催された道北物産展に関する協力覚書が取り交わされ、その後本格的な準備作業を進め、さきの9月7日、8日の2日間で実施されたところであります。

本市からは、牧野市長を初め、士別観光協会の菅原会長、日本甜菜製糖株式会社の石栗食品事業部長、士別市農畜産物加工株式会社の庄司工場長、三栄アグリの中戸社長、サフォーク研究会の辰巳会長のほか、市の担当職員と合わせて9名が参加いたしました。当初9月5日に渡航予定でありましたが、悪天候によりフェリーが欠航となり翌6日の出発となりましたが、混乱もなく、また、予定されていた行程に一部変更はあったものの、大きな支障も生じず無事終了したところでございます。

次に、北海道物産展と道北物産展との同時開催についてのお尋ねであります。

北海道は、本年度においてロシア・サハリン州との友好・経済協力提携15周年記念事業として訪問を計画されていたことから、道北物産展が開催されるに当たり、同時開催することがよりインパクトが強く効果的であるとの判断から計画されたところであります。会場となったシティモール内のイベント広場には、道北6市のブースの横に北海道ブースも出展し、安全・安心な北海道・道北の物産品に対する関心の高さがうかがわれ、多くのお客様でにぎわい、盛況のうちに閉幕したところであります。

次に、各市からの出品内容についてであります。実行委員会の予算の関係から1市当たり5品目程度の出品となるよう調整が図られ、本市からは、いももち、レトルトとうもろこし、ビートオリゴ糖、羊毛製品の4品目を出品いたしました。この選定に当たっては、作業部会で事前に各市で重複することがないように調整を行い、いずれの商品も好評で、今後の販売に向けての手応えを感じたところです。

次に、今後の課題についてであります。

本市の基幹作物である農産物については、例えば、バレイショ等に付着している土を完全に

取り除かないと通関できないといった条件や、本市特産品の士別サフォークラム肉についても、国家間での肉の流通が認められていないこと、更には、ロシア国家標準規格GOST-Rの適合証明といった課題があります。国忠議員からロシアにおけるバウチャー制度のお話もありましたが、まずはGOST-Rの取得の手続を初め、道産ブランドへの信頼を得たものの、地場と競合する商品が低価格なため、輸送コストの軽減や流通体制の整備、通関手続の簡素化など解決すべき課題も多くありますので、北海道と連携をした中で、今後の本市特産品の海外流通の可能性について十分検討していく必要があるものと考えています。

また、経済交流を進めるに当たり一番重要なことは、ロシアの輸入業者、更には信頼できる現地の優秀なパートナー企業の選択であり、食材の通関を経験した会社であるとか、手続に詳しい会社であるなどの情報収集が大切であると言われております。このため、士別市独自の事業パートナーを選定していくことは困難であると考えますので、既に貿易実績のある道内企業との連携や、ロシアと太いパイプを持つ道内の金融機関等のネットワークを活用させていただくなど、信頼関係が築けるよいパートナー企業を選定した上で取り組んでまいりたいと考えております。

今後においては、今回の物産展の反省点を含め十分検証を行い、関係した5市との連携を強化し、一過性のイベント型経済交流ではなく、道北・サハリン州との恒常的な物流ルートの開拓、確立を目指してまいります。

更には、本市とのかかわりの深い旭川の株式会社キョクイチにおいては、今回ユジノ・サハリンスク市が公設市場機能を備えた農業パークの建設に向けた技術協力協定を調印したことにより、極東地区の物流が大きく変わっていくことで物流の拡大が期待されておりますので、キョクイチとの連携を密にし、本市としても何ができるかを模索し、経済交流の構築に向け関係機関と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、7月27日のイースタンリーグ公式戦を参考に、夏のスポーツイベントも観光の一環として誘客PRすべきとのことについてであります。

商工労働観光課におけるスポーツイベントのPRにつきましては、上川総合振興局が3カ月ごとに発行しています上川管内観光情報誌「大雪」にディスタンスチャレンジ、各種スキージャンプ大会、ハーフマラソン大会、少年サッカー大会などを掲載しておりますが、情報提供という趣旨であり、大会PRという点では各実行委員会など主催団体が行っております。

そこで、観光の一環としての誘客PRにつきましては、士別ハーフマラソン大会に代表されるように、本市のスポーツイベントは、全道・全国各地から参加いただいていることから、観光協会や観光ボランティアガイドの会と連携を図り、各会場において観光PRを実施しております。

また、剣淵町と連携した最北のインターチェンジキャンペーン、いわゆる最北IC集客キャンペーンでは、両市町の参加店をめぐるスタンプラリーを実施しておりますが、平成23年度からは各種観光イベントに加え、士別ハーフマラソン大会、サフォークランド士別カップ少年サ

サッカー大会についても新たにラリー対象イベントに加えるなど、集客対策を講じているところ
であります。

今後も、関係機関、各実行委員会とも連携し、サフォークランド士別としてのさまざまな施
設、体験、食事、景観などのPRとともに、スポーツ合宿の里を含め、士別ならではの個性を
より効果的にPRしてまいりたいと存じます。

次に、旅行雑誌やタウン誌での士別関連記事についてであります。国忠議員お話しのように
に北海道じゃらんにつきましては、北海道の有力な旅行雑誌の一つであると認識しております。
平成25年度の北海道じゃらんへの広告掲載は、4月号、7月号に加え、9月号に最北ICキャン
ペーンについて2分の1ページで有料広告を行っております。また、10月20日発行の11月号
には、コンサドーレ札幌のキャラクター「ドーレくん」とのコラボ企画として、「さほっち・
メイちゃんと士別エリアで散策」の掲載が予定されております。申し上げるまでもなく、こう
した広告掲載は通常有料となり、北海道じゃらんの場合1ページで52万円、2分の1ページで
27万円の費用がかかっております。一方、各雑誌等の特集記事などは無料掲載のものもござい
ます。

道内におきましても、観光地として人気のある地域は多くの雑誌において特集記事が組み
れておりますが、士別市におきましても、これまでのサフォーク運動やまちづくりへの取り組み
が好感を呼び、今年度、AIRDO機内誌「rapora（ラポラ）」6月号の表紙には、羊
の雲の丘の写真が採用され、「緑の中の羊たちに会いに行こう、本日は羊日和」と題し、11ペ
ージにわたり士別市や池田町、美深町の特集記事が掲載されましたし、ANAグループの機内
誌「翼の王国」4月号でも士別市が紹介されております。また、道内高速バス共同運行13社全
ての席に設置されます高速バス車内誌「Bus Time」2013夏・秋号では、「高速名寄号
で行くサフォークのまち士別」と題した4ページの特集が掲載されたところでもあります。

このように、飛行機や高速バスなど、数多くの利用者が手にすることのできる雑誌などでサ
フォークランド士別の取り組みが紹介されましたが、観光客の目にもとまり、一度は訪れてみ
たいと思ってもらい、それが実現されることで今後の観光客の増加につながっていくことが期
待されます。

そのほかにも、道北地域を訪れる旅行者を対象に無料配布しております、「るるぶFREE
富良野・旭山動物園」は、旭川空港、レンタカー会社、旭川・富良野の各宿泊施設に設置され、
主に個人旅行者向けにPRをしております。また、最北ICキャンペーンの広告として札幌市
内など約23万部を北海道新聞夕刊とともに配布される「オントナ」、旭川や周辺地域へ配布さ
れている「ライナー」、士別、名寄などに配布されているフリーペーパー「は一べすと」など
に広告を掲載し、利用者の確保に努めているところでもあります。

今後におきましては、限られた予算の中で、よりPR効果が期待できる広告掲載となるよう
情報媒体を模索するとともに、議員からお話のありました報道機関に対するアプローチに加え、
広域でのPR広告も行き、サフォークランド士別、道北地域への更なる観光客誘引に努めてま

います。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 本日最後のテーマは、鉄道とまちづくりについてであり、JR宗谷本線について取り上げます。

宗谷本線が開業し、間もなく士別への延伸がされたのは西暦でいうと1900年、明治33年のことでもあります。鉄道の延伸と輸送での活躍によって、このまちは発展してきたと言っているものと思います。

ところが、近年は、人口が減ったことと自動車輸送の増加に押されて、士別市内の駅の乗降客は減っていましたが、そのことに加え、最近のJR北海道の続発やまぬトラブルや不祥事によって、開通後113年間で最悪のピンチに見舞われています。中でもレール幅の異常を長期間放置したり、運転手が機器をみずから破壊するなど、以前は考えられなかった事態があらわれています。このことは、1987年の分割民営化以降、新規採用を控えたことで運転手の年齢構成がゆがんだり、あるいは札幌駅のJRタワーや旭川駅に予定されているイオン入店など、関連事業にかまけて保線部門への人員配置をおろそかにしていたことが原因と思われるのですが、士別市としても、この件に関してJRに申し入れなり何らかの対応をとるべきではないかと思うものです。

本市に関係するトラブルとしては、数日前、士別駅の信号故障などもありましたが、特急列車の運休が最も大きなものでしょう。稚内・札幌間を1日1往復していた特急サロベツは、道南で火の出た車両と同じタイプのものを使用しているとのことで、点検補修のため運休に入り、もはや3カ月になろうとしています。端的に言って、士別市へのアクセスが劣化していると言えます。JR北海道へのこのたびの監査に関しては、内閣に近い政治家も介入していますが、今後の展開によっては、宗谷本線の大幅減便や路線の一部廃止案も出てきかねない状況ではないでしょうか。本市としては、宗谷本線のピンチであると厳しい認識を持って臨んでほしいのですが、いかがでしょうか。

2点目、宗谷本線活性化推進協議会では今も完全高速化を掲げていますが、JR北海道本体が来月のダイヤ改正から高速化の中止、減速、減便へとこれまでの方針を180度転換する以上は、完全高速化の目標は取り下げるべきではないでしょうか。今後は、視点を変えて短期的にはノロコ号などいわゆるジョイフルトレインの活用で、乗って楽しい宗谷線にするとか、長期的には、今後も乗り入れ航空便が増える予定である旭川空港への鉄道乗り入れなど、ほかの目標を持つべきだと考えます。

また、一例を挙げると、宗谷本線や旭川、滝川方面から札幌での野球やサッカーなどのスポーツ観戦に行くとき、特急スーパーカムイが白石駅に停車すると、白石駅前から札幌ドームへのシャトルバスに乗れるため大変便利だとか、鉄道利用者ならではの細かい要望を取り上げてJRに提案して行ってほしいものであります。

とにかく、以上のような観点でJ R北海道と今後のあり方を話し合っしてほしいのですが、御見解を伺います。

3つ目です。この7月から8月にかけて市内各地域で行われた地域政策懇談会には、士別駅前再整備の図面が出されていました。その図によると、駅前広場は空白となり、現行のタクシー乗り場も士別軌道のバス乗り場も駅前から少し距離が置かれて描かれていました。今は、駅舎を出て雨や雪にさらされずにすぐにタクシーに乗れるし、また、士別軌道バスの利用者からは、むしろ今のバス乗り場でなく駅前広場でおろしてほしいという声もあるくらいですが、駅前再整備に当たって、果たしてバスとタクシーの乗り場を駅舎から離さなくてはならないのか否かお聞かせください。

4点目ですが、駅前の再整備に当たっては、例えば名寄駅前のよろーななどを参考にしたのでしょうか。よろーなは、各路線のバス及び高速バスを1つのターミナルに集約しており、大変便利で雨雪にもぬれず、すばらしいものです。バス、中でも道北バスと鉄道については、士別市の担当者は口を開けば競合しているとおっしゃいますが、双方とも乗客が減っている現状において少ないパイを奪い合うのではなく、相乗効果を生むような公共交通の利便性をつくっていくのが行政の仕事ではないでしょうか。この点、認識を伺いたく思います。

最後に、午前中の論議と少し重なるのですが、駅前再整備にかかわる動線についてお聞きします。

この動線という言葉に、私はとても疑問を覚えています。何の動線であり、誰の動線なのでしょう。要は徒歩なのか、自転車なのか、車なのかということです。徒歩での移動を想定していると言うのなら、歩いて楽しい道にするために歩道を広くとって、自動車の通行量を最低限にするために一方通行にするなどの方策が必要になるのではないかと思います。歩行者の動線は整備したが、そこのけそこのけと車が我が物顔で走っているのでは、中途半端な印象しか持てないのではないかとこの点心配になりますが、動線につきましてその辺の配慮はしているのかどうか、お答え願いたいと思います。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） 御質問にお答えします。

初めに、J R北海道の一連のトラブルや不祥事についてであります。

平成23年5月に発生したトンネル内での車両火災事故に始まり、レール異常の放置や脱線事故など、J R北海道に関するニュースが連日のように報じられる中、高橋知事は、この影響が全道・全国に広がっていることへの懸念から、みんなで磨き上げてきた北海道ブランドそのものにも大きく傷がついたと指摘し、道民・国民の信頼を回復するためには、会社を一から作り直すぐらいの覚悟が必要との考えを示しました。

広大で積雪寒冷な北海道においては、鉄道の安全性や利便性を確保するためには莫大な費用や労力が必要であり、過疎化が進む地域を広く網羅し、数多くの不採算路線を維持していくことは容易でないことは理解をするものの、交通事業の原点である安全・安心な運行をJ R北海

道に対して強く求めるとともに、北海道に根差す企業として一日も早い信頼回復に努めていただくことを望むところです。このことについては、先般ＪＲ旭川支社長が訪問された折にも、そして、ＪＲ士別駅長との面談の際にも市長からも申し上げてきたところであり、今後、宗谷本線活性化推進協議会としてもＪＲ北海道に対して要望していく予定であります。

次に、宗谷本線の高速化という目標は取り下げ、新たな振興策をとることでありますが、宗谷本線活性化推進協議会は、宗谷本線沿線の20市町村と市町村議会、3つの商工会議所、2つの商工会連合会によって構成されており、協議会の取り組みによって名寄までの高速化は実現したものの、名寄以北については、その基盤となる線路の整備が進んでいないことから時間短縮については実現しておらず、協議会にとっての長年の悲願となっています。協議会に加入する本市としても、このことを名寄以北だけの問題とせず、道北圏域全体の共通課題として認識し、連携した活動が必要と考えています。また、高速化以外にも利便性の向上や、駅舎及び周辺環境整備なども含め、各市町村が抱えるさまざまな課題に関する要望も実施しているところであり、議員からの御提言内容についても、今後の参考とさせていただきたいと考えています。

次に、駅前再整備構想にかかわって駅前広場についての御質問がありました。

本年度の地域政策懇談会は、7月26日の下士別地域を皮切りに15地域、18会場で開催し、この中で士別駅前再整備構想についての情報提供を行ってまいりました。さきの斉藤議員の御質問に副市長からお答えしたとおり、このたびお示しした再整備構想の図面等はあくまで現段階のイメージであり、この図に表現した形での整備を決定したわけではなく、懇談会の中でもどのように御説明申し上げたところです。

特に、駅前広場については、敷地はＪＲの所有地であり、整備に当たっては都市計画の関係から北海道との協議も必要となるため、そのレイアウトについては白紙の段階であり、今後、名寄市を初め他の事例も参考に、さまざまな御意見をいただきながら具体的計画を立ててまいる考えであります。

また、都市間バスとの関係について、ＪＲ北海道からは、交通事業者の立場として他社の都市間バスをＪＲの敷地内に乗り入れさせることは競合することになるため困難であるとの考えが示されていることから、現在の駅前ビルの位置にバスの乗降場所を設置する方向で検討を進めています。今後においては、市内の路線バスとの接続も含め、ＪＲや都市間バスの利用者の利便性が可能な限り高まるよう検討してまいります。

最後に、駅前から生涯学習情報センターいぶきや丸武児童公園を經由し、ふれあい館、更には国道40号沿いを主とした中心商店街を結ぶ動線についてであります。

ここで言う動線とは、まずは人の流れをつくることを目的としているものであり、どんな人たちがどんな目的で利用するのか、そして、どんな手段で移動するのかなど、今後の具体的な計画づくりにおいて検討してまいります。あわせて、これまでの説明会等においても、歩行者専用道路にすべき、一方通行にすべき、公園周りの交通安全に配慮すべきといった意見があることも踏まえながら、この地域に住む人にとっても、訪れる人にとっても、快適な空間となる

よう引き続き検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君） 以上で終わります。

○議長（神田壽昭君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時47分散会）